

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成28年9月21日
【会社名】	株式会社ジオネクスト
【英訳名】	GEONEXT Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 山田 哲嗣
【本店の所在の場所】	東京都港区赤坂四丁目8番14号
【電話番号】	03-6434-7920
【事務連絡者氏名】	取締役経営企画管理本部長 池田 晃司
【最寄りの連絡場所】	東京都港区赤坂四丁目8番14号
【電話番号】	03-6434-7920
【事務連絡者氏名】	取締役経営企画管理本部長 池田 晃司
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式及び新株予約権証券
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 株式 714,000,000円 新株予約権証券 63,200,000円 新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額 1,959,200,000円
	(注) 新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少します。
【安定操作に関する事項】	該当事項なし
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	23,800,000株	1単元株式数は100株であります。 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。

(注) 1. 平成28年9月21日(水)開催の当社取締役会決議によるものであり、平成28年10月21日(金)開催の当社臨時株主総会において本件第三者割当の発行に関する議案について承認(有利発行であるため特別決議)を受けることが条件となります。

2. 振替機関の名称及び住所

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2【株式募集の方法及び条件】

(1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当			
その他の者に対する割当	23,800,000株	714,000,000	357,000,000
一般募集			
計(総発行株式)	23,800,000株	714,000,000	357,000,000

(注) 1. 第三者割当の方法によります。

2. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額の総額であります。また、増加する資本準備金の額は、357,000,000円であります。

(2)【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
30	15	100株	平成28年10月24日(月)		平成28年10月24日(月)

(注) 1. 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。

2. 発行価格は会社法上の払込金額であり、資本組入額は会社法上の増加する資本金の額であります。

3. 本有価証券届出書の効力発生後、申込期間内に本新株式の割当予定先との間で本新株式の「総数引受契約」を締結しない場合は、本新株式に係る割当では行われなないこととなります。

4. 申込み及び払込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後、申込期間内に本新株式の「総数引受契約」を締結し、払込期日までに後記(4)払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとします。

(3)【申込取扱場所】

店名	所在地
株式会社ジオネクスト 経営企画管理本部	東京都港区赤坂四丁目8番14号

(4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三井住友銀行 渋谷駅前支店	東京都渋谷区道玄坂一丁目7番4号

3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

4 【新規発行新株予約権証券（第16回新株予約権証券）】

(1) 【募集の条件】

発行数	632,000個（新株予約権1個につき100株）
発行価額の総額	63,200,000円
発行価格	1個につき100円（1株当たり1円）
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1個
申込期間	平成28年10月24日（月）
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	株式会社ジオネクスト 経営企画管理本部 東京都港区赤坂四丁目8番14号
払込期日	平成28年10月24日（月）
割当日	平成28年10月24日（月）
払込取扱場所	株式会社三井住友銀行 渋谷駅前支店 東京都渋谷区道玄坂一丁目7番4号

- (注) 1. 本有価証券届出書による株式会社ジオネクスト第16回新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）に係る発行は、平成28年9月21日（水）開催の当社取締役会において決議されており、平成28年10月21日（金）開催の当社臨時株主総会において本件第三者割当の発行に関する議案について承認（有利発行であるため特別決議）を受けることが条件となります。
2. 申込み及び払込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後、申込期間内に本新株予約権の「総数引受契約」を締結し、払込期日までに上記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとしたします。
3. 払込期日までに本新株予約権の割当予定先との間で総数引受契約を締結しない場合は、本新株予約権に係る割当ては行われなないこととなります。
4. 本新株予約権の募集は第三者割当の方法によります。
5. 当社の定める振替機関の名称及び住所は、以下のとおりであります。
- 名称：株式会社証券保管振替機構
住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

(2)【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	株式会社ジオネクスト 普通株式 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 なお、当社単元株式数は100株です。
新株予約権の目的となる株式の数	<p>1. 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式63,200,000株とする(本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「割当株式数」という。))は当社普通株式100株とする。)。ただし、本欄第2項及び第3項により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。</p> <p>2. 当社が別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄の規定に従って行使価額(同欄第2項に定義する。)の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。ただし、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。</p> $\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$ <p>3. 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。</p> <p>4. 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日まで、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。ただし、適用開始日の前日まで上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使時の払込金額	<p>1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。</p> <p>2. 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する場合における株式1株当たりの出資される財産の価額(以下「行使価額」という。)は、30円とする。ただし、本欄第3項の規定に従って調整されるものとする。</p> <p>3. 行使価額の調整</p> <p>(1) 当社は、本新株予約権の発行後、下記第(2)号に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。</p> $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$ <p>(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。</p> <p>本項第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合(ただし、当社の発行した取得請求権付株式の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券もしくは権利の請求又は行使による場合を除く。)の調整後の行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。</p> <p>株式の分割により普通株式を発行する場合、調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がないとき及び株主(普通株主を除く。)に当社普通株式の無償割当をするときは当該割当の効力発生日の翌日以降、それぞれこれを適用する。</p>

取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本項第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行又は付与する場合(無償割当の場合を含む。)、もしくはその他の証券もしくは権利を発行する場合、調整後の行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日(新株予約権の場合は割当日)以降又は(無償割当の場合)効力発生日の翌日以降これを適用する。ただし、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに本項第(4)号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合、調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

本項第(2)号 から までの各取引において、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会または取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには本項第(2)号 から にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。この場合において当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日まで、本新株予約権を行使した本新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。この場合に1株未満の端数を生じるときは、これを切り捨て、現金による調整は行わない。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された当社普通株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

(3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。ただし、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。

(4) その他

行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。

行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額を適用する日(ただし、本項第(2)号 の場合は基準日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(当日付けで終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。

(5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は必要な行使価額の調整を行う。

株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換のために行使価額の調整を必要とするとき。

その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用するべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。ただし、上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	1,959,200,000円 (注) 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少する。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額に、行使請求に係る本新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の株式の数で除した額とする。 2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金 本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし(計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切上げた額とする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。
新株予約権の行使期間	平成28年10月25日から平成30年10月24日(ただし、平成30年10月24日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日)までの期間とする。
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	1. 新株予約権の行使請求の受付場所 株式会社ジオネクスト 経営企画管理本部 東京都港区赤坂四丁目8番14号 2. 新株予約権の行使請求の取次場所 該当事項はありません 3. 新株予約権の行使請求の払込取扱場所 株式会社三井住友銀行 渋谷駅前支店 東京都渋谷区道玄坂一丁目7番4号
新株予約権の行使の条件	1. 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。 2. 各本新株予約権の一部行使はできない。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	1. 当社は、本新株予約権の割当日以降、いずれかの取引日において、株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値が10取引日連続して、当該各取引日における行使価額の150%を上回った場合、または、50%を下回った場合において、当社取締役会が本新株予約権の全部または一部を取得する日(以下「取得日」という。)を定めるときは、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対する通知または公告を当該取得日の2週間前までに行うことにより、当該取得日の到来をもって、本新株予約権1個当たり100円の価額(対象となる本新株予約権の個数を乗じて1円未満の端数を生じたときはこれを四捨五入する。)で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部または一部を取得することができる。本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。 2. 当社は、平成29年4月25日以降、当社取締役会が取得日を定めるときは、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対する通知または公告を当該取得日の2週間前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権1個当たり100円の価額(対象となる本新株予約権の個数を乗じて1円未満の端数を生じたときはこれを四捨五入する。)で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部または一部を取得することができる。本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	該当事項はありません。

組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併、新設合併消滅会社となる新設合併、吸収分割会社となる吸収分割、新設分割会社となる新設分割、株式交換完全子会社となる株式交換、又は株式移転完全子会社となる株式移転(以下「組織再編成行為」と総称する。)を行う場合は、当該組織再編成行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権に代わり、それぞれ吸収合併存続会社、新設合併設立会社、吸収分割承継会社、新設分割設立会社、株式交換完全親会社又は株式移転設立完全親会社(以下「再編当事会社」と総称する。)は以下の条件に基づき本新株予約権に係る新株予約権者に新たに新株予約権を交付することができる。</p> <p>新たに交付される新株予約権の数 新株予約権者が有する本新株予約権の数をもとに、組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1個未満の端数は切り捨てる。</p> <p>新たに交付される新株予約権の目的たる株式の種類 再編当事会社の同種の株式</p> <p>新たに交付される新株予約権の目的たる株式の数 組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1株未満の端数は切り上げる。</p> <p>新たに交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の1円未満の端数は切り上げる。</p> <p>新たに交付される新株予約権に係る行使期間、当該新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金、当該新株予約権の取得事由、組織再編成行為の場合の新株予約権の交付、新株予約権証券の発行、新たに交付される新株予約権の行使の条件 本新株予約権の発行要項に準じて、組織再編成行為に際して決定する。</p>
--------------------------	--

(注) 1 本新株予約権の行使請求の方法

- (1) 本新株予約権を行使する場合、上記表中「新株予約権の行使期間」欄記載の本新株予約権を行使することができる期間中に上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項記載の「新株予約権の行使請求の受付場所」に対して、行使請求に必要な事項を通知するものとする。
 - (2) 本新株予約権を行使する場合、(1)の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を現金にて「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第3項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
 - (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項記載の「新株予約権の行使請求の受付場所」に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。
- 2 本新株予約権証券の発行及び株券の発行
当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券及び行使請求による株券を発行しない。また、当社は、行使請求の効力発生後速やかに、社債、株式等の振替に関する法律(平成13年法律第75号)及びその他の関係法令に基づき、本新株予約権者が指定する口座管理機関の保有する振替口座簿の顧客口へ増加の記録を行うことにより株式を交付する。
- 3 その他
- (1) 会社法その他の法律の改正等、本新株予約権発行要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
 - (2) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
 - (3) その他本新株予約権発行に関し必要な細目的事項の決定は、当社代表取締役社長に一任する。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

5【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
2,673,200,000	161,036,200	2,512,163,800

- (注) 1. 払込金額の総額は、本株式の払込金額の714,000,000円に、新株予約権の発行価額の総額63,200,000円と新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の1,896,000,000円を合算した金額であります。
2. 本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額及び発行諸費用の概算額は減少します。
3. 発行諸費用は、登記費用9,356,200円、有価証券届出書作成費用1,620,000円、割当予定先の調査費用1,500,000円、アドバイザー報酬140,940,000円(なお割当予定先の行使金額の総額に応じて変動します。)、新株予約権の算定報酬1,080,000円、臨時株主総会の開催費用4,380,000円、第三者委員会の組成報酬2,160,000円が含まれます。なお、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合又は当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、払込金額の総額、発行諸費用及び差引手取金の概算額は減少いたします。
4. アドバイザー報酬の140,940,000円は、株式会社ADCC-FAS(東京都千代田区 代表取締役 星野 智之)に対し106,920,000円、MKコーポレーション合同会社(東京都世田谷区 代表社員 富田雅史)に対し22,680,000円及び高部章夫氏(埼玉県幸手市)に対し11,340,000円の支払いとなります。なお割当予定先の行使金額の総額に応じて変動します。
5. 発行諸費用の概算額には、消費税を含めております。
6. 調達資金を実際に支出するまでは、当社グループの銀行口座にて資金は管理いたします。

(2)【手取金の使途】

番号	資金使途	金額	支出予定時期
	再生可能エネルギー事業資金		
	[本新株式](1)		
	(1) 太陽光発電所(1.9MW)の開発費(2)	500百万円	平成28年10月～平成29年9月
	用地取得費用	45百万円	平成28年11月～平成29年3月
	造成工事費用	16百万円	平成28年11月～平成29年9月
	工事費負担金(3)	33百万円	平成28年10月～平成29年3月
	太陽光パネルの購入及び設置工事費	406百万円	平成29年1月～平成29年9月
	(2) 太陽光発電所(0.6MW)の取得資金(2)	154百万円	平成29年1月～平成29年3月
	(3) 太陽光発電所の権利の取得資金	71百万円	平成28年10月～平成28年12月
	[本新株予約権]		
	(4) 太陽光発電所(2.4MW)の開発費	621百万円	平成28年10月～平成30年2月
	用地取得費用	64百万円	平成29年4月～平成29年12月
	造成工事費用	14百万円	平成29年4月～平成29年12月
	工事費負担金(3)	30百万円	平成28年10月～平成29年3月
	太陽光パネルの購入及び設置工事費	513百万円	平成29年7月～平成30年2月
	(5) 太陽光発電所(2.1MW)の取得資金	603百万円	平成29年1月～平成29年4月
	(6) 太陽光発電所の権利の取得資金	134百万円	平成29年1月～平成29年3月
	再生可能エネルギー事業資金合計	2,084百万円	
	借入金返済資金	427百万円	平成29年4月～平成30年9月
	合計	2,512百万円	

- 1 上記表中の「本新株式」の総額は、本株式の払込金額714百万円に、新株予約権の発行価額の総額63百万円を合算した金額から、発行諸費用の概算額51百万円を控除した金額725百万円であります。
- 2 上記表中(1)及び(2)の合計2.5MWの太陽光発電所につきましては、開発後売電収入を獲得しつつ、市場の動向を勘案し適切な時期に売却することにより資産の入れ替えを図り、当該売却による回収資金をもってより優良な発電所の取得に再投資を行う計画です。

3 「工事費負担金」とは、新たに売電を開始する発電所から最初の電力会社の変電所又は開閉所までの間で、発電所の連系に伴い設置が必要となる電力会社供給設備の工事費のこと。

(注) 1. 調達した資金は、支出するまでの期間、当社の取引先銀行の普通預金口座にて保管する予定です。

2. 資金使途の内容は、以下のとおりです。

再生可能エネルギー事業資金

当社は、本件増資により調達する手取金につきましては、再生可能エネルギー事業に対する事業資金及び借入金返済資金として充当する予定であります。

当社グループは、これまで再生可能エネルギー事業を推進するため、当社連結子会社であるエリアエナジー株式会社において、再生可能エネルギー事業による発電事業及び管理、運営並びに電気の供給、販売等に関する業務を行ってまいりました。

太陽光発電分野においては、平成27年度に当社子会社であるエリアエナジー株式会社が開発した太陽光発電所14箇所の譲渡を実行するとともに、北海道三笠市弥生町太陽光発電所が完成し売電を開始しております。また、平成28年度におきましても引き続き開発を進め、平成28年8月末日までに新たに開発した発電所を含め22箇所の譲渡を実行し、太陽光太陽光発電事業に関して平成28年12月期第2四半期までに259百万円の営業利益を計上するなど、一定の成果を実現しております。

今後は、エリアエナジー株式会社が独自に開発する発電所だけでなく、これまでにエリアエナジー株式会社に蓄積したノウハウを基に、他社が保有する優良な発電所の取得も視野に入れ、想定設備出力約7MWの太陽光発電所の開発を進めるとともに、自社開発発電所の譲渡だけでなく、発電所開発コンサルティング事業として他社が保有する太陽光発電所の売買や仲介等にも積極的に取り組み、事業の拡大と収益基盤の安定化を図ってまいります。

具体的な計画としましては、エリアエナジー株式会社が自社にて開発を進める太陽光発電所のうち東北地方の計6箇所(青森県1箇所、岩手県4箇所、宮城県1箇所)を中心に、想定設備出力合計約4.3MWに対し開発費合計1,121百万円(本新株式の発行による調達資金により想定設備出力1.9MWの太陽光発電所の開発費として、500百万円(上記表(1)用地取得費用45百万円、造成工事費用16百万円、工事費負担金33百万円、太陽光パネルの購入及び設置工事費406百万円)、本新株予約権の行使による調達資金により想定設備出力2.4MWの太陽光発電所の開発費として、621百万円(上記表(4)用地取得費用64百万円、造成工事費用14百万円、工事費負担金30百万円、太陽光パネルの購入及び設置工事費513百万円))を投入し、平成30年12月期には年間売電収入128百万円の獲得が期待できる太陽光発電所の開発を計画しております。

また、エリアエナジー株式会社が開発を進める当該6箇所、想定設備出力合計約4.3MWの太陽光発電所の売電収入だけでは、当社グループの販売費及び一般管理費を賄うには十分でないため、他社が保有する優良な太陽光発電所約2.7MWの取得を目標に、取得代金及び開発費合計757百万円(本新株式の発行による調達資金により上記表(2)想定設備出力0.6MWの太陽光発電所の取得資金として154百万円及び本新株予約権の行使による調達資金により上記表(5)想定設備出力2.1MWの太陽光発電所の取得資金として603百万円)を投入し、平成30年12月期には年間売電収入79百万円の獲得も計画しております。これら自社及び他社開発の太陽光発電所を合算した想定設備出力合計7MWに対し、開発費合計1,878百万円を投入し、年間売電収入合計208百万円を平成29年12月期から20年間、安定的に獲得できる収益基盤の確保に努める所存です。

しかしながら、前述の売電収入はあくまでも当社グループの販売費及び一般管理費を賄う最低限の基礎となる収益基盤であり、さらに企業価値の継続的な向上には、これまでエリアエナジー株式会社が開発を進めてきた自社の太陽光発電所だけでなく他社が保有する優良な発電所の売買にも参入することにより、着実な利益の積み上げを目指してまいります。この太陽光発電所売買のため、206百万円(本新株式の発行による調達資金により上記表(3)太陽光発電所の権利の取得資金として71百万円及び本新株予約権の行使による調達資金により上記表(6)太陽光発電所の権利の取得資金として134百万円)の資金投入を計画しており、発電所の規模や状態等により取得後の売却の時期や回収サイクル及び再投資、利益率等は変動することが予想されますが、当該太陽光発電所権利及び発電所売買により、前述の売電収入に加え、平成28年12月期は12百万円、平成29年12月期は303百万円、平成30年12月期には509百万円の利益の獲得を計画しております。

資金使途の優先順位につきましては、まず本新株式の発行による調達資金により、優先して上記表(3)太陽光発電所の権利の取得資金に充当し、次に上記表(1)太陽光発電所(1.9MW)の開発費、次に(2)太陽光発電所(0.6MW)の取得資金と、それぞれ充当する方針です。更に、本新株予約権の行使による調達資金につきましては、まず(6)太陽光発電所の権利の取得資金に充当し、次に上記表(4)太陽光発電所(2.4MW)の開発費、次に(5)太陽光発電所(2.1MW)の取得資金に、それぞれ充当する方針です。

なお、これらの計画は、現時点で見込んでいる太陽光発電所における事業資金の概算額であり、地権者や取引先等との今後の協議や事業進捗により、対象となる太陽光発電所の入れ替えや事業スキームの見直し等により、変更となる可能性があります。

借入金返済資金

平成28年8月末日現在、主要株主である株式会社リゾート&メディカルより、再生可能エネルギー事業の資金として合計427百万円の資金の借入をしており、当該借入について、返済期日は平成28年9月末日となっております。返済期日までの返済は難しいと株式会社リゾート&メディカルには既に伝えているものの、早期の返済を求められております。

なお、当社としては、当該借入の返済については、本新株式の払込に加え、本新株予約権の権利行使による払込の状況を鑑みつつ、平成30年9月までに返済を行う旨について株式会社リゾート&メディカルと合意に至っており、また弁済期日につきましては、資金の調達状況を鑑みつつ、期日延長の協議を行ってまいります。

また、当該借入の金利負担は年間14百万円程度であることから、返済により支払利息の金額負担が軽減されることにより、収益の改善にもつながるものと考えております。

	借入日	弁済期日	金額	金利	用途
借入金	平成27年6月12日	平成28年9月30日	32百万円	3.5%	太陽光発電所用地取得費用
	平成27年7月16日	平成28年9月30日	90百万円	3.5%	供託金（ 2 ）
	平成27年8月25日	平成28年9月30日	64百万円	3.5%	太陽光発電所開発費用
	平成27年10月30日	平成28年9月30日	44百万円	3.5%	
	平成27年11月18日	平成28年9月30日	40百万円	3.5%	
	平成27年11月27日	平成28年9月30日	65百万円	3.5%	太陽光発電所開発費用・運転資金
	平成27年12月31日	平成28年9月30日	31百万円	3.5%	
	平成28年1月4日	平成28年9月30日	14百万円	3.5%	
平成28年2月1日	平成28年9月30日	47百万円	3.5%		
借入金合計			427百万円	-	

- 借入金の資金用途は、エリアエナジー株式会社が開発を進める太陽光発電所用地の取得、造成工事、太陽光パネルの購入等のための開発資金及び供託金に充当しております。
- 平成28年9月9日に「和解による第三者異議訴訟の解決に関するお知らせ」にて開示のとおり、当社は、平成27年7月15日に福岡地方裁判所に対し、株式会社一やを相手方として、第三者異議の訴えを提起するとともに、同社による強制執行の停止を申し立てておりましたが、平成28年9月9日付で和解が成立し解決に至りました。本和解に基づき、当社が供託しておりました90百万円が返還される見通しです。なお、返還された供託金は、当社の運転資金に充当する予定です。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

(ア) 株式会社TRIAD

a. 割当予定先の概要

名称	株式会社TRIAD
本店の所在地	東京都港区南青山二丁目24番15号
代表者の役職及び氏名	代表取締役 倉持 正之
資本金	30百万円
事業の内容	不動産業 投資・ファイナンス事業
主たる出資者及び出資比率	倉持 正之 80% 武藤 弥 20%

b. 提出者と割当予定先との関係

出資関係	該当事項はありません。
人事関係	該当事項はありません。
資金関係	該当事項はありません。
技術又は取引等の関係	該当事項はありません。

(イ) 須田 忠雄

a. 割当予定先の概要

氏名	須田 忠雄	
住所	群馬県桐生市	
職業の内容	勤務先の名称及び 役職	株式会社シンプル 代表取締役
	所在地	東京都中央区新川2-7-11
	事業の内容	コンサルティング業

b. 提出者と割当予定先との関係

出資関係	当社株式を平成28年6月30日現在において1,895,200株保有する株主であります。
人事関係	該当事項はありません。
資金関係	該当事項はありません。
技術又は取引等の関係	該当事項はありません。

(ウ) KCM2 合同会社

a. 割当予定先の概要

名称	KCM2 合同会社
本店の所在地	東京都千代田区永田町二丁目13番10号
代表者の役職及び氏名	代表社員 一般社団法人都市再生支援機構 職務執行者 山下 章太
資本金	500,000円
事業の内容	有価証券の取得、保有及び処分
主たる出資者及び出資比率	一般社団法人都市再生支援機構 100.00%

b. 提出者と割当予定先との間の関係

出資関係	該当事項はありません。
人事関係	該当事項はありません。
資金関係	該当事項はありません。
技術又は取引等の関係	該当事項はありません。

(エ) 株式会社和円商事

a. 割当予定先の概要

名称	株式会社和円商事
本店の所在地	東京都中央区日本橋久松町9-12
代表者の役職及び氏名	代表取締役 本多 敏行
資本金	9,000万円
事業の内容	プラスチック再生事業他
主たる出資者及び出資比率	本多 敏行 100%

b. 提出者と割当予定先との間の関係

出資関係	該当事項はありません。
人事関係	該当事項はありません。
資金関係	該当事項はありません。
技術又は取引等の関係	該当事項はありません。

(オ) Ibuki Japan Fund (イブキ ジャパン ファンド)

a. 割当予定先の概要

名称	Ibuki Japan Fund (イブキ ジャパン ファンド)	
所在地	ケイマンコーポレートセンター ホスピタルロード27 ジョージタウン グランドケイマン ケイマン島 (Cayman Corporate Centre, 27 Hospital Road, George Town, Grand Cayman KY1-9008, Cayman Island)	
国内の主たる事務所の責任者の氏名及び連絡先	該当事項はありません。	
組成目的	投資業	
出資の総額	450,000,000円	
主たる出資者及びその出資比率	アジア及び日本国内の機関投資家、富裕層で構成されており、10%以上の出資者はないと聴取しております。	
業務執行組合員等に関する事項	名称	Regista Capital Management Ltd.
	所在地	Cayman Corporate Centre, 27 Hospital Road, George Town, Grand Cayman KY1-9008, Cayman Islands
	代表者の役職及び氏名	Director : matsuki hironori
	主たる出資者及びその出資比率	matsuki hironori 100%
	資本金	USD 10,000
	事業の内容	投資事業運営

b．提出者と割当予定先との間の関係

出資関係	該当事項はありません。
人事関係	該当事項はありません。
資金関係	該当事項はありません。
技術又は取引等の関係	該当事項はありません。

c．割当予定先の選定理由

当社は、厳しい環境を乗り越え今後も継続企業として株主様をはじめとするステークホルダーの利益を高めるため、当社の課題であります早期黒字化の実現に向け、財務体質の改善、経営基盤の強化、収益機会の創出を図っていくことが、当社の果たすべき当面の役割であると認識しております。これらを実行していくために、「第3 第三者割当の場合の特記事項 6 大規模な第三者割当の必要性（1）（ ）資金ニーズ」を満たすことを目的として、既存株主様の希薄化を避けるため、金融機関からの間接金融による資金調達も検討してまいりましたが、現在の経済状況、自己資本比率低下の懸念等、当社の現状の業績を鑑みて、間接金融による資金調達は極めて厳しい状況であります。

したがって、直接金融による資金調達を検討する中、収益の獲得に不可欠な事業展開に係る投資資金を一括調達するために、その確実性を考慮し第三者割当の新株式発行による資金調達を平成27年12月以降より検討し、複数の候補先と協議を重ねてまいりました。当社の希望としましては、事業展開に係る投資資金を一括で調達できるスキームとして時価での新株式等の発行を、また調達金額としては、当社の推進する再生可能エネルギー事業の事業計画を想定して、20億円超の資金調達を企図しておりました。

なお、当社としては、資金の調達額について、当社として事業の運営に最低限必要な調達を行うことも検討しましたが、最低限の金額を調達した場合、「第3 第三者割当の場合の特記事項 6 大規模な第三者割当の必要性（1）（ ）資金ニーズ」にて記載したとおり、平成29年3月31日までに収益性の高い案件が多数出てくることを想定しており、収益性の高い案件の取得資金が不足することにより、今後の収益基盤の確立に影響を及ぼすこと、本第三者割当については平成27年12月より準備を進めている実績から、直接金融の交渉及び準備については、最低でも6ヶ月程度を要することを想定しており、平成28年12月期の決算の状況が明らかになってから直接金融の交渉及び準備を行った場合、平成29年12月期上半期については、少なくとも赤字に転落する可能性が高いこと、また赤字転落により、かえって当社の企業価値を現状よりも低下させる可能性が高いと考えていること、今後資金調達が必要となった場合に、当社の意向に応じて頂ける候補先が現れるとも限らないこと、などの理由により、現時点にて現在の資金ニーズを満たすだけの規模の資金調達が必要であり、具体的には合計20億円以上のエクイティ・ファイナンスが必要であるとの考えから、割当予定先との協議を進めてまいりました。

しかしながら、当社が上場廃止にかかる猶予期間入りとなったことから、時価発行にて引き受けていただける候補先を見つけることはできず、また、時価よりも低い価格での発行においては、候補先を見つけることはできませんでしたが、当社の経営権の取得を希望する候補先しか見つけることができない状況が続きました。その中で、時価よりも低い価格での発行で、純投資として当社の経営に関与する意思がなく、短期売却ではありますが株式の出来高を勘案し、出来高の概ね10%以上の株式売却は行わない方針である投資家を紹介者よりご紹介いただき、当社は当社の経営環境を考慮した結果、今回の割当先として選定することといたしました。

しかし一方で、それでも当社が必要とする資金調達額には達せず、その他の割当先の確保に時間を要しておりました。そのような状況の中で、当社の経営方針にご理解をいただき、中長期にて当社株式を保有している既存株主である須田忠雄氏に、MKコーポレーション合同会社を介して今回の資金調達の支援をお願いすることになりました。

したがって、今回の割当予定先は、一部の割当予定先の投資方針が純投資であり、また一部の割当予定先の投資方針が中長期保有と保有方針は様々ではありますが、新株式での10億円規模の調達及び総額規模も当社の希望に近い金額での調達が可能であり、いずれも当社の経営に積極的に介入する意思がなく、かつ、当社の経営方針・経営計画に理解を示していただける投資家の皆様となりました。

なお、割当予定先の紹介に関しては、当社のフィナンシャル・アドバイザーであります株式会社ADCC-FAS（東京都千代田区、代表取締役：星野智之、以下「ADCC-FAS」という。）、MKコーポレーション合同会社（東京都世田谷区、代表社員：富田雅史、以下「MK」という。）及び高部章夫（埼玉県幸手市、以下「高部氏」という。）へ依頼し、資金調達先の紹介を受け、投資をお願いするに至りました。

当社は、平成28年1月より、当社の適時開示に関する実務支援としてのADCC-FASの関連会社である株式会社ADCCと顧問契約を締結しており、当社とADCC-FASは、今回の資金調達の検討を進める中で、純投資目的の投資家との仲介を引き受けていただくこととなり、平成28年6月にアドバイザー契約を締結いたしました。当社は、ADCC-FASと本第三者割当増資に向け協議を重ね、当社の状況や資金調達の目的・事業方針に理解を示していただける割当予定先として株式会社TRIAID、KCM2合同会社、並びにIbuki Japan Fundをご紹介いただき、そ

れぞれに当社の事業戦略、資金の必要性及び時期等をご理解頂いたうえで、本第三者割当増資を理解していただき、今回の資金調達の支援をして頂くことになりました。

当社とMKは、今回の資金調達の検討を進める中で、純投資目的の投資家との仲介を引き受けていただくこととなり、平成28年7月にアドバイザー契約を締結いたしました。当社は、MKと本第三者割当増資に向け協議を重ね、当社の状況や資金調達の目的・事業方針に理解を示していただける割当予定先として須田忠雄氏を改めてご紹介いただき、また、須田氏に対し、当社の事業戦略、資金の必要性及び時期等をご理解頂いたうえで、本第三者割当増資を理解していただき、今回の資金調達の支援をして頂くことになりました。なお、須田氏は既に当社の株式を保有し、当社の大株主として接点があるものの、そもそも須田氏を紹介頂いたのはMKであり、これまでもMKを交えたやり取りをしていた経緯から、本第三者割当についても、MKをフィナンシャルアドバイザーとして契約を締結することといたしました。

当社と高部氏は、今回の資金調達の検討を進める中で、純投資目的の投資家との仲介を引き受けていただくこととなり、平成28年7月にアドバイザー契約を締結いたしました。当社は、高部氏と本第三者割当増資に向け協議を重ね、当社の状況や資金調達の目的・事業方針に理解を示していただける割当予定先として株式会社和円商事をご紹介いただき、また、同社に当社の事業戦略、資金の必要性及び時期等をご理解頂いたうえで、本第三者割当増資を理解していただき、今回の資金調達の支援をして頂くことになりました。

なお、当社グループは、過去に行った第三者割当増資に関する適時開示につき、修正する事案が発生したため、当該事案の発生経緯、原因分析及び再発防止策等を載せた「改善報告書」を、平成23年5月13日付にて株式会社大阪証券取引所(当時)宛に提出いたしました。当該報告書に載せてありますとおり、当社は第三者割当増資を行う際、割当先等を選定する基準等の経営判断基準(以下、「本経営判断基準」という。)を整備いたしました。今回の割当先等を選定及び本件増資決議にあたり、本経営判断基準に則った経営判断を行いました。

その結果、「経営判断基準」においては、当社株式の保有方針に関して、中期以上の保有方針である旨を定めておりますが、割当予定先のうち、株式会社TRIAD、KCM2合同会社、Ibuki Japan Fundについては、一般の本新式及び本新株予約権の取得は、キャピタルゲインの獲得を目的としているため、ある水準のキャピタルゲインが得られる場合には、当社株式を売却するとの説明を口頭で受けております。

しかしながらこの点につきましては、経営判断基準の前提条件としては、売却時における当社株価への影響であり、株式会社TRIAD、KCM2合同会社、Ibuki Japan Fundについては、株式売却の際には、株式の出来高を勘案し、出来高の10%以上の株式の売却は行わない方針であることなどを表明して頂いていることから、当社としては、株式会社TRIAD、KCM2合同会社、Ibuki Japan Fundより、中長期保有の確約を得なくても問題ないと判断しております。

(ア) 株式会社TRIAD

当社とADCC-FASは、今回の資金調達の検討を進める中で、純投資目的の投資家との仲介を引き受けていただくこととなり、平成28年6月にアドバイザー契約を締結いたしました。また、ADCC-FASより、当社の資金ニーズ並びに当社の経営方針に沿った割当予定先の紹介を頂く中で、平成28年6月に株式会社TRIADをご紹介頂いております。

株式会社TRIADは不動産投資や投資・ファイナンス業務を行っており、当社の今後の展開と現状をご理解いただき、同社を割当予定先として選定致しました。また、株式会社TRIADには、不動産の管理案件等の情報が寄せられることから、当社が進める再生可能エネルギー事業に関する候補地の紹介も今後行って頂けるといことも口頭にて応諾頂きました。

当社としては、一度に資金調達ができる新株式による発行を行うことと併せて、新株予約権の権利行使により、都度資金が調達できることを企図し、割当予定先と協議してきましたが、当社意向を理解の上、合意に至ったのが株式会社TRIADとなります。

また、株式の保有方針として、純投資として投資先の経営には関与しないこと、株式売却の際には、株式の出来高を勘案し、出来高の10%以上の株式の売却は行わない方針であることなどを口頭で表明しており、以上のことから、当社は、株式会社TRIADを割当予定先として選定し、エクイティ・ファイナンスを行うことが当社の企業価値及び株式価値の向上並びに既存株主の皆様の利益に資するものと判断いたしました。

(イ) 須田忠雄

須田忠雄氏は、当社株式を平成28年6月30日現在において1,895,200株保有する第2位の株主であり、平成26年8月に実施いたしました新株式の発行における割当先であり、MKコーポレーション合同会社よりご紹介頂いた相手先となります。兼ねてから当社の個人大株主として、当社の経営方針にご理解を頂いたうえで、当社株式を保有して頂き、当社事業である再生可能エネルギー事業に興味をお持ち頂いており、今後も当社株式を中長期的な視点で保有をして頂けること、及び今般の調達資金を再生可能エネルギー事業に充当することに対して、ご理解を頂いていることなどの理由により、割当予定先としての協議をさせて頂いた結果、本第三者割当の引受予定先として選定することといたしました。

なお、本新株式の発行の発行価額及び新株予約権の発行価額及び行使価額の決定の過程において、須田氏には、「他の割当予定先と同条件でお願いしたい」という意向を表明し、これに応じて頂いたため、発行価額及び行使価額の決定について、須田氏からの具体的な金額の提示及び交渉はありませんでした。

(ウ) KCM2 合同会社

KCM2 合同会社は、株式会社TRIADとIbuki Japan Fundと同様に、ADCC-FASとの、今回の資金調達の検討を進める中で、ご紹介頂いた相手先となります。

KCM2 合同会社の100%持分を保有する一般社団法人都市再生支援機構は、投資・ファイナンス業務を行っており、当社の今後の展開と現状をご理解いただき、同社の運用スタンス並びに投資先への関与方針を伺った結果、株式の保有方針として、純投資として、投資先の経営には関与しないこと、株式売却の際には、株式の出来高を勘案し、出来高の概ね10%以上の株式の売却は行わない方針であることなどを口頭で表明しており、以上を勘案した結果、同社を割当予定先として選定いたしました。

(エ) 株式会社和円商事

株式会社和円商事は、高部章夫氏と今回の資金調達の検討を進める中で、ご紹介頂いた相手先となります。株式会社和円商事は、これまでも上場企業の複数に対する投資を進めるなかで、再生可能エネルギー事業に兼ねてから興味をお持ち頂いていた経緯を踏まえ、当社の経営方針にもご理解頂けたこと、今後も当社株式を中長期的な視点で保有をして頂けること、及び今般の調達資金を再生可能エネルギー事業に充当することに対してご理解を頂いていることなどの理由により協議をさせて頂いた結果、本第三者割当の引受予定先として選定することと致しました。

(オ) Ibuki Japan Fund

Ibuki Japan Fundは、株式会社TRIADとKCM2 合同会社と同様に、ADCC-FASとの今回の資金調達の検討を進める中で、ご紹介頂いた相手先となります。

Ibuki Japan Fundのファンドマネージャーである松木悠宣氏に対し、当社の事業戦略、資金の必要性及び時期等をご理解頂いたうえで、本第三者割当増資を理解していただき、当社の今後の展開と現状をご理解いただき、同社の運用スタンス並びに投資先への関与方針を伺った結果、株式の保有方針として、純投資として、投資先の経営には関与しないこと、株式売却の際には、株式の出来高を勘案し、出来高の概ね10%以上の株式の売却は行わない方針であることを口頭で表明しており、以上を勘案した結果、同社を割当予定先として選定いたしました。

d. 割り当てようとする株式の数

氏名又は名称	株式数
株式会社TRIAD	新株式 10,000,000株 新株予約権 240,000個(目的となる株式の数 24,000,000株)
須田 忠雄	新株式 7,000,000株 新株予約権 70,000個(目的となる株式の数 7,000,000株)
KCM2 合同会社	新株式 3,300,000株 新株予約権 33,000個(目的となる株式の数 3,300,000株)
株式会社和円商事	新株式 3,500,000株 新株予約権 35,000個(目的となる株式の数 3,500,000株)
Ibuki Japan Fund	新株予約権 254,000個(目的となる株式の数 25,400,000株)

e. 株券等の保有方針

当社は、各割当予定先のうち、須田忠雄氏、株式会社和円商事については、中長期にて取得した株式を保有する旨の表明を口頭で受けております。また、株式会社TRIAD、KCM2 合同会社、Ibuki Japan Fundについては、今般の本新株式及び本新株予約権の取得は、キャピタルゲインの獲得を目的としているため、ある水準のキャピタルゲインが得られる場合には、当社株式を売却するとの説明を口頭で受けております。また、いずれの割当予定先も当社の経営に積極的に介入する意思を有しておりません。

また、当社と各割当予定先との間におきまして、各割当予定先が払込期日から2年間において本株式の発行により取得した当該株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに譲渡を受けた者の名称及び住所、譲渡株式数等の内容を当社に書面により報告すること、当社が当該報告内容を直ちに株式会社東京証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆の縦覧に供されることに同意することにつき確約書を入手しております。

f. 払込みに要する資金等の状況

(ア) 株式会社TRIAD

株式会社TRIADの払込に要する財産の存在につきまして、預金通帳のコピーを取得したほか、財産状況のヒアリングを行い、新株式及び新株予約権の払込に必要な資金を有していることを確認いたしました。

また、新株予約権の権利行使資金につきましては、本新株予約権の取得は、キャピタルゲインの獲得を目的としているため、新株予約権の権利行使の都度売却を行っていく方針を伺っており、取得した新株式及び新株予約権の権利行使により取得した株式の売却により得た資金にて、再度権利行使を行っていくことの説明を受けております。また、当初権利行使を行うだけの資金を保有していることを確認しており、当該資金は自己資金である旨、確約書を受領して確認しております。

以上のことから、本第三者割当の払込に必要な資金を保有していることを確認いたしました。

(イ) 須田忠雄

須田忠雄氏の払込に要する財産の存在につきまして、預金通帳のコピーを取得したほか、財産状況のヒアリングを行い、新株式及び新株予約権の払込及び新株予約権の権利行使に必要な資金を有していることを確認いたしました。また、当該資金は自己資金である旨、確約書を受領して確認しております。

以上のことから、本第三者割当の払込に必要な資金を保有していることを確認いたしました。

(ウ) KCM2 合同会社

KCM2 合同会社の払込に要する財産の存在につきまして、預金通帳のコピーを取得したほか、財産状況のヒアリングを行い、新株式及び新株予約権の払込に必要な資金を有していることを確認いたしました。

また、新株予約権の権利行使資金につきましては、本新株予約権の取得は、キャピタルゲインの獲得を目的としているため、新株予約権の権利行使の都度売却を行っていく方針を伺っており、取得した新株式及び新株予約権の権利行使により取得した株式の売却により得た資金にて、再度権利行使を行っていくことの説明を受けております。また、当初権利行使を行うだけの資金を保有していることを確認しており、当該資金は自己資金である旨、確約書を受領して確認しております。

以上のことから、本第三者割当の払込に必要な資金を保有していることを確認いたしました。

(エ) 株式会社和円商事

株式会社和円商事の払込に要する財産の存在につきまして、預金通帳のコピー及び保有している上場株式の証明書類を取得したほか、財産状況のヒアリングを行い、新株式及び新株予約権の払込に必要な資金を有していることを確認いたしました。また、当該資金は自己資金である旨、確約書を受領して確認しております。

なお、新株予約権の権利行使につきましては、他の上場企業の株式を保有していることを確認しており、当該株式を売却し、新株予約権の権利行使資金に充当する旨の説明を受けております。

以上のことから、本第三者割当の払込に必要な資金を保有していることを確認いたしました。

(オ) Ibuki Japan Fund

Ibuki Japan Fundの払込に要する財産の存在につきまして、銀行の資金証明書類のコピーを取得したほか、財産状況のヒアリングを行い、新株予約権の払込及び権利行使に必要な資金を有していることを確認いたしました。

また、新株予約権の権利行使資金につきましては、本新株予約権の取得は、キャピタルゲインの獲得を目的としているため、新株予約権の権利行使の都度売却を行っていく方針を伺っており、取得した新株予約権の権利行使により取得した株式の売却により得た資金にて、再度権利行使を行っていくことの説明を受けております。

なお、当該資金は自己資金である旨、確約書を受領して確認しております。

以上のことから、本第三者割当の払込に必要な資金を保有していることを確認いたしました。

g. 割当予定先の実態

当社は、各割当予定先から、同社が反社会的勢力との関係がない旨の確認書を受領しております。また、当社においても独自に専門の調査機関である株式会社TMR(東京都千代田区神田錦町3番15号 代表取締役 高橋新治)に、犯歴、反社会的勢力からの影響等の調査を依頼し、各割当予定先及び各割当予定先の役員、業務執行者、及び株主は、犯歴がないこと並びに暴力団等の反社会的勢力では無いこと、反市場等の反社会的事項が無いことを確認しております。なお、割当予定先であるIbuki Japan Fundの業務執行組合員であるRegista Capital Management Ltdにつきましては、代表者の松木悠宣氏が、Ibuki Japan Fundのファンドマネージャーと同一人物であり、松木悠宣氏については株式会社TMRの調査により犯歴がないこと並びに暴力団等の反社会的勢力では無いこと、反市場等の反社会的事項が無いことを確認していることから、暴力団等の反社会的勢力とは関係がないと判断しております。また、Ibuki Japan Fundの出資者については、アジア及び日本国内の機関投資家、富裕層

で構成されており、10%以上の出資者はないと聴取しておりますが、同社がファンドとしての守秘義務があることから確認できませんでした。

しかしながら、出資希望者についてのコンプライアンス上の審査(反社会的勢力との関わりを含む)を同社が行っており、審査結果に問題の無い出資希望者との面談をRegista Capital Management Ltdの代表者の松木悠宣氏が行ったうえで、最終的に出資者を決定していること、また、当該ファンドの出資者が反社会的勢力である事実、反社会的勢力が当該ファンドの運営又は同社の経営に関与している事実、当該ファンドの出資者が資金提供その他の行為を行うことを通じて反社会的勢力の維持、運営に協力もしくは関与している事実及び当該ファンドの出資者が意図して反社会的勢力と交流を持っている事実などない旨、Regista Capital Management Ltdの代表者の松木悠宣氏から直接面談する方法により確認しております。

よって、当社といたしましては、割当を受ける者が暴力団等の反社会的勢力とは関係がないと判断し、その旨の確認書を株式会社東京証券取引所に提出しております。

2【株券等の譲渡制限】

株式について該当事項はありませんが、新株予約権の譲渡については当社取締役会の承認を要するものとされております。

3【発行条件に関する事項】

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本新株式

本新株式の発行価額につきましては、本第三者割当増資の決定に係る当社取締役会決議日の直前取引日(平成28年9月20日)の株式会社東京証券取引所JASDAQ市場における当社普通株式の終値である77円及び平成28年12月期第2四半期報告書における当社の1株当たり純資産(平成28年6月末時点)である11.36円を考慮し、各割当予定先との協議の上、1株当たり30円といたしました。

なお、当該発行価格につきましては、直前営業日の終値の77円からのディスカウント率が61.04%、直前営業日までの過去1ヶ月間の終値の平均値79.43円からのディスカウント率が62.23%、直前営業日までの過去3ヶ月間の終値の平均値66.34円からのディスカウント率が54.78%、直前営業日までの過去6ヶ月間の終値の平均値67.54円からのディスカウント率が55.59%となっております。

また、本株式の発行価額決定の経緯として、当社は、これまでに複数の投資家と資本増強に向け協議を行っており、今回複数の候補先と交渉を重ねてまいりました。

しかしながら、当社は営業損失の発生及び営業キャッシュ・フローのマイナスが10期継続している現状であり、当社株式が現在、上場廃止のための猶予期間入り銘柄に指定されていることから、交渉できる候補先を見つけることは非常に困難を極め、結果として現時点の株価水準により新株式の発行の引受けに応じて頂ける候補先はおりませんでした。

そこで、今般の割当予定先の紹介を受け、協議を引続き重ねた結果、保有方針として純投資を表明している割当候補先より、当社株式が上場廃止の猶予期間に入っており、上場廃止の可能性があることから、第三者割当を引き受けることによるリスクは高いという話を受けたものの、当社株価が短期的に下落する可能性もあることから、本新株式の発行価額に一定比率以上のディスカウントを行うこと、新株予約権による引受けであれば、権利行使後ただちに株式を売却することで、払込後に当社株式が上場廃止となり市場で売却することができなくなるリスクが低減できるとの理由から、引受ける金額のおよそ1/2以上については、新株予約権による発行とすることなどの方法とすること、新株予約権の権利行使価額は、新株式の発行価額と同水準とすること、であれば、引受けに応じて良いとの回答を得ることが出来ました。また、保有方針として、中長期保有を表明している割当候補先からは、純投資を表明している割当候補先と同条件での引受けであれば、応じて良いとの回答を得ることが出来ました。また、当社が調達を希望している資金の総額は20億円を越えており、当社としては、資金のより多くを新株式などの発行などの調達方法により一度に調達し、残額については、新株予約権の発行により、都度資金を充当してきたいという意向をもとに、交渉を重ねた結果、今般のスキームにより、各割当予定先から引き受けて頂ける旨の回答を頂きました。

当社としては、今回の割当予定先以外に、同程度の規模の増資を引受け頂ける投資家は見つからず、割当予定先に新株式を引き受けていただく事がなければ、収益の計上が見込めない状況となり、赤字に転落し、当社の企業価値も低下する可能性が高いこと、ひいては債務超過に転落し、上場廃止の懸念すらあるものと考えております。

従いまして、現在当社にて開発を進める案件の決済資金等を調達することができること、財務基盤が強化されることにより、金融機関等からの与信力向上・回復が期待できること、それらに伴い、新規借入先を開拓することが期待できること等、当社が喫緊で強化しなければならない、中長期的な収益基盤の確保が見込まれることにより、結果として当社の収益基盤、及び財務体制の強化により、企業価値は向上するものと考えていることを前提として、交渉を進めた結果、1株当たりの発行価額を30円とし株式を発行することといたしました。

当社としては、再生可能エネルギー事業の今後の進捗が収益性の確立にとっても重要であり、今般の資金調達による資金投下無しには、平成29年12月期以降の当社の収益基盤の構築は難しく、現状の企業価値すら維持できないと考えていること、ひいては、今後の当社の再生が難しいものとなることと判断していることから、株主の皆様のご理解が得られるものと判断し、当該発行価額を採用することといたしました。

また、当社監査役会は監査役4名(うち社外監査役3名)で構成されておりますが、当社取締役会に監査役全員が出席し、当社の今後の事業計画の達成に向けた事業資金の必要性や財務体質強化等の資金調達の必要性として、当社の今後の収益基盤が非常に脆弱であり、収益の核となる事業無しには、事業の継続は困難であること、また収益基盤の確保のためには、本第三者割当での資金調達はやむを得ず、また、結果として収益基盤の確保により、当社の企業価値は向上する可能性があること、選定した割当予定先と当社との関係、割当予定先との発行価額決定方法等を勘案しても、本第三者割当増資が適法に行われている旨の意見を監査役全員から受けており、当社取締役会において、当社出席取締役全員賛同のもと、本第三者割当増資を決議しております。

本新株予約権

本新株予約権の発行価額の算定において、本新株予約権の発行要項に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の価格の評価を第三者算定機関である東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社(東京都千代田区永田町一丁目11番28号 代表取締役社長 能瀬元 以下「東京フィナンシャル社」という。)に依頼しました。当社は、当該機関が一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎に算出した評価結果である本新株予約権1個当たり204円を基準として、各割当予定先と協議の結果、本新株予約権1個当たり100円といたしました。

なお、当該機関による算定の結果として、基準となる当社株価77円(平成28年9月20日の終値)、当初権利行使価額30円(平成28年9月20日の終値を基準として61.04%ディスカウントした価額)、行使価額、ボラティリティ47.09%(平成28年8月から遡って2年間をもって算出)、権利行使期間2年、リスクフリーレート0.275%(評価基準日における2年物国債レート)、配当率0.00%、当社による取得条項、新株予約権の行使に伴う株式の希薄化、当社株式の流動性、当社の信用リスク(8.6%)、代替資金調達コスト(52.88%、リスクフリーレート、市場リスクプレミアム、及び当社クレジット・コストを元に修正CAPMを試算し、その算出数値を元に試算)等を参考に公正価値評価を実施し、本新株予約権1個につき204円との結果を得ております。

また、当該機関の公正価値の算定の前提条件は、割当予定先は、当社株価が行使価額を上回っている状況下において、随時権利行使を行うものとしております。ただし、株式の流動性については、新株予約権の行使により取得した株式を1日当たり売買出来高の中央値の約10%ずつ売却できるものとしております。また、割当先は、1度に行う権利行使は、1日当たり売買出来高の中央値の約10%ずつ売却できることを前提として権利行使を行うものとし、全て売却した後、次の権利行使をするものとしております。なお、発行体は、基本的に割当先の権利行使を待つものとしております。

取得条項(コール・オプション)については、当社取締役会が別途定める日(以下「取得日」という。)の2週間前までに本新株予約権者に対する通知を行うことにより、当該取得日において本新株予約権1個につき金100円で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができることとしております。なお、取得条項につきましては、本新株予約権の行使価額に代替資金調達コスト(修正CAPMにより算出)52.88%を加えた額を、当社株価が超過した場合に発動する前提で算定されております。

発行体が取得条項を行使した場合に割当予定先は、取得日までは、上記と同様に流動性を考慮し、日々の一定量の行使及び売却を行い、取得日に残数を発行体が全て取得する前提を置いております。

上記東京フィナンシャル社が評価算出した本新株予約権1個につき204円の価額は、本新株予約権の諸条件、本新株予約権の発行決議に先立つ当社普通株式の株価の推移、本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結する予定の総数買受契約に定められた諸条件を考慮すべきとの考えを前提にしており適正価額であると判断しております。

また、東京フィナンシャル社が評価算出した本新株予約権1個につき204円の価格の価値を下回る水準で本新株予約権の発行を行うこととした理由につきましては、割当予定先による権利行使を行いやすくし、当社としても資金の確保がしやすくなること本第三者割当の資金使途に充当できることから、結果として収益基盤の確立についての可能性が高まるものと判断し、本新株予約権の発行価額を本新株予約権1個につき100円に決定いたしました。

なお、当社としては、今般の第三者割当により、当社株式は大規模な希薄化を伴うものの、今般の第三者割当より調達した資金により収益基盤の確保が可能となれば、結果として当社の企業価値向上に資するものと判断していることから、本新株予約権の発行価額についても合理的なものであると判断しております。

また、本新株予約権の発行価額は、上記東京フィナンシャル社が評価算出した本新株予約権1個につき204円の価格よりも下回る金額にて発行することから、本新株式の発行と同様に、割当予定先に特に有利な条件で発行するものと判断し、会社法第199条3項の規定に基づき、平成28年10月21日開催予定の当社臨時株主総会において特別決議により、株主の皆様のご判断を仰ぐことといたしました。

なお、本新株予約権の発行価額及び権利行使価額決定の経緯としましては、「第3 第三者割当の場合の特記事項 3 発行条件に関する事項 (1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容 本新株式」に記載のとおり

り、当社は、これまでに複数の投資家と資本増強に向け、協議を行ってまいりましたが、今回の割当予定先以外に、同程度の規模の増資を引受けて頂ける投資家はおりませんでした。

そのような状況において、今般の割当候補先と協議を進めたところ、保有方針として純投資を表明している割当候補先より、当社株式が上場廃止の猶予期間入りしており、上場廃止の可能性があることから、第三者割当を引き受けることによるリスクは高いという話を受けたものの、当社株価が短期的に下落する可能性もあることから、本新株予約権の発行価額に一定比率以上のディスカウントを行うこと、新株予約権による引受けであれば、権利行使後ただちに株式を売却することで、払込後に当社株式が上場廃止となり市場で売却することができなくなるリスクが低減できるとの理由から、引受ける金額の1/2以上については、新株予約権による発行とすることなどの方法とすること、新株予約権の権利行使価額は、新株式の発行価額と同水準とすること、であれば、引受けに応じて良いとの回答を得ることが出来ました。また、保有方針として、中長期保有を表明している割当候補先からは、純投資を表明している割当候補先と同条件での引受けであれば、応じて良いとの回答を得ることが出来ました。

当社としましては、割当予定先に本新株式と併せて本新株予約権を引き受けていただく事によって、開発資金等を調達することができること、今般の資金調達による資金投下無しには、平成29年12月期以降の当社の収益基盤の構築は難しく、現状の企業価値すら維持できないと考えていること、財務基盤が強化されることにより、金融機関等からの与信力向上・回復が期待できること、それらに伴い、新規借入先を開拓することが期待できること等、当社が喫緊で強化しなければならない点の改善も見込まれることから、当該割当予定先との取り組みが当社の再生に大きく寄与し、また株主の皆様のご理解が得られるものと判断し、本スキームを採用することといたしました。また、当社監査役会は監査役4名(うち社外監査役3名)で構成されておりますが、当社取締役会に監査役全員が出席し、当社の今後の事業計画の達成に向けた事業資金の必要性や財務体質強化等の資金調達の必要性として、当社の今後の収益基盤が非常に脆弱であり、収益の核となる事業無しには、事業の継続は困難であること、また収益基盤の確保のためには、本第三者割当での資金調達はやむを得ず、また、結果として収益基盤の確保により、当社の企業価値は向上する可能性があること、選定した割当予定先と当社との関係、割当予定先の発行価額及び権利行使価額の決定方法等を勘案しても、本第三者割当増資が適法に行われている旨の意見を監査役全員から受けており、当社取締役会において、本第三者割当増資を決議しております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

今回の第三者割当により発行される本新株式は23,800,000株(議決権238,000個)であり、また、本新株予約権の権利行使に伴い発行される株式は63,200,000株(議決権632,000個)であり、その合算した数87,000,000株(議決権870,000個)は、本日現在の発行済株式41,390,380株の210.2%(議決権総数413,862個に対しては210.2%)となり、これにより既存株主におきましては、株式持分及び議決権比率が低下いたします。しかしながら、前述のとおり、今回の資金調達の主たる目的である再生可能エネルギー事業に対する事業資金が継続的安定的な収益基盤の構築に欠かせない投資であり、特に平成29年3月31日までに収益性の高い案件が多数出てくることを想定しており、収益性の高い案件の取得資金が不足することにより、今後の収益基盤の確立に影響を及ぼすこと、本第三者割当については平成27年12月より準備を進めている実績から、直接金融の交渉及び準備については、最低でも6ヶ月程度を要することを想定しており、平成28年12月期の決算の状況が明らかになってから直接金融の交渉及び準備を行った場合、平成29年12月期上半期については、少なくとも赤字に転落する可能性が高いこと、また赤字転落により、かえって当社の企業価値を現状よりも低下させる可能性が高いと考えていること、今後資金調達が必要となった場合に、当社の意向に応じて頂ける候補先が現れるとも限らないこと、などの理由により、現時点にて現在の資金ニーズを満たすだけの規模の資金調達が必要であり、具体的には合計20億円以上のエクイティ・ファイナンスが必要であると考えており、当該資金調達により収益の改善及び財務体質の強化に繋がり、当社の企業価値を向上させるため、中長期的には既存株主利益の維持向上へ繋がるものと考えております。

また、当該割当予定先のうち須田忠雄氏、株式会社和円商事より、当社の今後の事業戦略を中長期的に評価し、株式の保有を行っていく旨を確認していることなどから、当該割当予定先のうち須田忠雄氏、株式会社和円商事に対して割当てた株式並びに新株予約権が、今回の希薄化において流通市場に与える大きなインパクトはないと考えております。

なお、当該割当予定先のうち、保有方針を純投資とする割当予定先である株式会社TRIAD、KCM2合同会社及びIbuki Japan Fundに対する新株式及び新株予約権の目的となる株式の数は、合計66,000,000株となります。一方、当社普通株式の本日から過去6ヶ月間における1日当たりの平均出来高は1,449,690株、本日から過去3ヶ月間における1日当たりの平均出来高は2,040,594株及び本日から過去1ヶ月間における1日当たりの平均出来高は4,079,819株となっており、取引日によっては出来高が2000万株を超える日もあること、また割当予定先から随時積極的に新株予約権を行使する意向表明がある一方、1日当たりの当社株式の出来高の概ね10%を上限に売却していく方針を表明していることから、上記株式の総数66,000,000株が新株予約権の行使期間2年間(489日/年営業日で計算)で売却されると仮定すると、1日当たりの売却株式数は、134,969株となり上記の本日から過去6ヶ月間における1日当たりの平均出来高1,439,854株に対しても9.31%に留まることから、当社株式は、本新株予約権の目的である株式の総数を勘案しても一定の流動性を有していると判断しており、当社の資金需要に応じて行使

され又は当社が行使請求を行う場合には、本新株予約権の行使により発行された当社株式の売却は当社株式の流動性によって吸収可能であると判断しております。

以上の理由により、当社といたしましては、本資金調達は、企業価値、株主価値の向上に寄与するものと見込まれ、既存株主の利益にも資するものと判断しており、今回の発行数量及び株式の希薄化規模は合理的であると判断しております。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

本新株式の発行により増加する株式数23,800,000株に係る議決権の数は238,000個であります。また、本新株予約権が全て行使された場合に発行される当社の普通株式の数63,200,000株に係る議決権の数は632,000個であります。よって、本新株式が発行され、かつ本新株予約権が行使された場合の本資金調達による希薄化率は、本書提出日現在の発行済株式数41,390,380株に対し210.2%（本書提出日現在の議決権の数413,862個に対し210.2%）であり25%以上となります。

よって、本第三者割当は、「企業内容等の開示に関する内閣府令 第2号様式 記載上の注意（23 - 6）」に規定する大規模な第三者割当に該当します。

5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数 に対する所有 議決権数の 割合 (%)	割当後の所有 株式数 (株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合 (%)
株式会社TRIAD	東京都港区南青山二丁目24番15号	-	-	34,000,000	26.48
Ibuki Japan Fund	Cayman Corporate Centre 27 Hospital Road George Town Grand Cayman KY1-9008 Cayman Islands	-	-	25,400,000	19.78
須田 忠雄	群馬県桐生市	1,895,000	4.57	15,895,200	12.38
株式会社リゾート&メディカル	東京都千代田区紀尾井町4番1号	15,055,800	36.37	15,055,800	11.73
株式会社和円商事	東京都中央区日本橋久松町9番地12号	-	-	7,000,000	5.45
KCM2合同会社	東京都千代田区永田町二丁目13番10号	-	-	6,600,000	5.14
OKASAN INTERNATIONAL (ASIA) LIMITED A/C CLIENT 岡三証券株式会社	UNIT NOS.4601-3 46F, THE CENTER 99 QUEENS ROAD CENTRAL, HONG KONG (東京都中央区日本橋1丁目17-6)	1,284,300	3.10	1,284,300	1.00
朝倉 応水	滋賀県大津市	1,128,600	2.72	1,128,600	0.88
BNP PARIBAS LONDON BRANCH FOR PRIME BROKERAGE CLEARANCE ACC FOR THIRD PARTY 香港上海銀行 東京支店	10 HAREWOOD AVENUE LONDON NW1 6AA (東京都中央区日本橋3丁目11番1号)	1,078,000	2.60	1,078,000	0.84
Hill&Partners株式会社	東京都千代田区大手町1丁目5番1号	1,000,000	1.72	1,000,000	0.78
計	-	21,441,900	51.80	108,441,900	84.47

(注) 1. 平成28年6月30日現在の株主名簿を基準として記載しております。

2. 「割当後の所有株式数」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、平成28年6月30日現在の総議決権数413,862個に、本新株式に係る議決権の数238,000個及び本新株予約権が全て行使された場合において発行される株式に係る議決権の数632,000個を加えて算定しております。

3. 所有議決権の割合は、小数点第3位を四捨五入しております。

6【大規模な第三者割当の必要性】

(1) 大規模な第三者割当を行うこととした理由及び大規模な第三者割当による既存株主への影響についての取締役会の判断の内容

() 当社の現状

わが国の経済は、政府による経済対策や日銀による金融緩和策の継続を背景に、企業収益が改善したものの、中国経済の減速による輸出の弱含みに加え、公共投資に減少傾向がみられるなど、景気は不透明感を強めてまいりました。

このような経営環境の中で、当社グループは連続赤字からの脱却を一刻も早く実現し、安定した収益基盤の構築と持続的な事業の拡大を目指すべく、平成27年度は既存事業であるIT関連事業及び環境事業の強化に加え、特に平成27年度後半から本格稼働したヘルスケア事業及び再生可能エネルギー事業の2事業について比重を置いてまいりました。

当社グループは、営業損失の発生及び営業キャッシュ・フローのマイナスが10期継続しております。また、平成28年12月期第2四半期連結累計期間においては、営業利益81,869千円を計上しておりますが、平

成27年度までの継続した営業損失の発生及び営業キャッシュ・フローのマイナスから、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。

なお、当社グループは、平成27年12月期末において平成23年4月1日以降開始する事業年度について4期連続で営業利益及び営業活動によるキャッシュ・フローがマイナスとなったため、上場廃止にかかる猶予期間入りをしております。平成28年12月期に営業利益及び営業活動によるキャッシュ・フローがいずれもマイナスに留まった場合には、当社株式は、JASDAQ市場の上場廃止基準に抵触し、上場廃止となります。

当社としては、平成28年12月期において上場廃止となることが、既存株主の利益の最大の毀損となると考えており、上場廃止を回避すべく、当期における売上高の達成、黒字化及び販売費及び一般管理費の削減を行っております。

() 平成28年12月期の状況

上記「() 当社の現状」にて記載のとおり、当社グループは、平成28年12月期に営業利益及び営業活動によるキャッシュ・フローがいずれもマイナスに留まった場合には、当社株式は、上場廃止となることから、平成28年12月期の営業利益及び営業キャッシュ・フローをプラスとすることを、直近の最大の経営課題として掲げ、事業を推進しております。具体的な施策としましては、当社連結子会社であるエリアエナジー株式会社において、これまで同社にて開発を進めてまいりました太陽光発電所の販売を行っており、当期において平成28年8月末日までに合計22箇所の権利譲渡を行ってまいりました。また、現時点において保有する太陽光発電所11箇所の売却についても、鋭意交渉を進めております。

また、販売費及び一般管理費の削減を目的として、平成28年5月16日に「子会社株式並びに債権の譲渡、及び特別利益並びに特別損失の発生に関するお知らせ」にて開示いたしましたとおり、株式会社仙真堂の株式譲渡を行い、当社連結子会社より除外することといたしました。

これらの施策により、平成28年12月期第2四半期連結累計期間においては、営業利益81,869千円を計上しております。しかしながら、太陽光発電所の権利譲渡については、今後もエリアエナジー株式会社で保有することで当社グループの収益基盤となる発電所を、短期的な売上獲得のために行ったものであり、売却資金は当社グループの運転資金に充当していることから現状では新たな太陽光発電所の開発や取得を行うことができず、現在保有する11箇所の売却後においては収益の獲得は極めて厳しい状況になるとが予想されます。また、株式会社仙真堂の株式売却につきましても、来店者数は増加傾向にあったものの店舗運営費を補うに至らず、調剤薬局事業において平成28年12月期中の収益の回復は難しいと判断し株式譲渡を行ったものであり、短期的な収益改善のために行ったものであります。

上場廃止を回避すべく平成28年12月期の営業利益及び営業キャッシュ・フローをプラスとすることを、最重要課題として事業に取り組んでおり、そのため現時点においては、翌期以降の収益基盤の確保を行うことができている状況です。

() 当社の各事業の現状及び今後

当社グループの各事業の現状及び後は、以下のとおりです。

(ア) IT関連事業

当社グループのIT関連事業は、Webアプリケーション開発及び運用のためのソリューションであるZend製品やWebシステムに欠かすことのできないデータベース製品を中心としたソリューション及びサポートを提供しており、ターボリナックス株式会社及びコネクスト株式会社が行っております。

IT関連事業では、規模拡大による価格競争市場を対象とするのではなく、付加価値のある商品サービスを提供することにより、それらの利用による顧客価値を創造する取り組みを行うことにより、拡販を図っております。

なお、第2四半期連結累計期間におきましても引き続き既存製品の機能強化や協業企業との連携による付加価値向上に取り組んだ結果、売上高32,947千円(前年同四半期比5.3%増)、営業利益6,674千円(前年同四半期比44.4%増)と、前年同期を上回る結果となりましたが、売上高の更なる拡大を行うには、現状の当社グループの人員構成においては困難であり、当社の収益基盤の核となることは難しいのが現状です。

(イ) 環境事業

当社グループの環境事業は、ビル建物等のメンテナンスサービスを行う環境メンテナンス事業を、株式会社東環が行っております。環境事業において今後はIT関連事業と連携してIT化を進めることにより人手に依存する業務の効率を上げ、業務範囲の拡大を進めて安定したストック・ビジネスの事業基盤強化を図っております。

なお、第2四半期連結累計期間におきましては、売上高43,076千円(前年同四半期比5.1%減)、営業損失1,363千円(前年同四半期は営業損失1,107千円)と、前年同期を下回る結果となりました。

(ウ) ヘルスケア事業

当社グループのヘルスケア事業では、仙真堂調剤薬局2店舗の運営及びサプリメントの販売を行ってまいりましたが、調剤薬局事業について収益力の伸びが当初計画に満たず営業損失を計上している状況が継続していたことから、当社グループの負担軽減等を考慮し、平成28年5月16日付で調剤薬局事業を運営する株式会社仙真堂株式の全てを売却いたしました。

これらのことから、第2四半期連結累計期間の売上高は44,780千円(前年同四半期比123.3%増)、営業利益376千円(前年同四半期は営業損失37,477千円)となりました。

(エ) 再生可能エネルギー事業

当社グループの再生可能エネルギー事業は、太陽光発電、地熱・温泉バイナリー発電についての発電事業及び管理、運営並びに電力の供給・販売等を主たる業務としており、エリアエナジー株式会社及び日本地熱発電株式会社が行っております。

再生可能エネルギー事業では、引き続き地熱・温泉バイナリー発電についての開発及びコンサルティングを行うとともに、太陽光発電につきましては、発電所用地取得のための契約、経済産業省の設備認定、各電力会社への需給契約申込等を進めてまいりました。平成28年12月期第2四半期連結累計期間におきましては前連結会計年度末より売電を開始した三笠市弥生町太陽光発電所の売電収入に加え、開発案件の譲渡や太陽光パネル関連における収益の獲得により、売上高259,959千円(前年同四半期は-千円)、営業利益159,052千円(前年同四半期は営業損失48,681千円)と、前年同期を大幅に上回る結果となりました。

以上のことから、当社グループの各事業の現状と今後の成長性を鑑みると、再生可能エネルギー事業の拡大が、当社グループ全体の中長期的な収益基盤を構築できる可能性の高い事業と考えております。また、今期における再生可能エネルギー事業については、短期的な収益確保のため、太陽光発電所の権利譲渡を最優先に進めておりましたが、今後は権利譲渡のみならず、安定的な収益確保のため、太陽光発電所の運営に伴う売電による収益の拡大を行う方針です。

() 平成26年8月1日に決議した増資の状況及び平成26年11月5日に決議した新株予約権の状況

当社は、平成26年8月1日に第三者割当による新株式発行決議を行い、平成26年8月18日に差引手取額約857百万円の増資を実施いたしました。また、平成26年11月5日に新株予約権発行決議を行い、本書提出日現在で、新株予約権340個の内、15個が行使され、差引手取額189百万円の増資を実施いたしました。新株式発行及び新株予約権の行使による差引手取額と合算して差引手取額1,046百万円の増資となっております。

平成26年8月18日の増資により調達した資金は、既存事業であるIT関連事業における事業拡大費用に30百万円、環境事業における事業拡大費用に約20百万円、再生可能エネルギー事業における運転資金に440百万円、再生医療事業(ヘルスケア事業)における運転資金に367百万円、合計857百万円の資金を充当し、当初の資金使途通りに使用され、それらによって収益基盤の強化に努めてまいりました。

平成26年11月5日に発行決議した新株予約権の本書提出日現在までの行使による調達した資金は、再生可能エネルギー事業における発電設備開発費に54百万円、ヘルスケア事業における運転資金及び店舗開業資金に44百万円、並びに株式会社リゾート&メディカルからのコミットメントライン契約に基づく地熱発電用固定資産購入資金に対する借入金の返済資金に91百万円、合計189百万円の資金を充当し、当初の資金使途通りに使用され、それらによって収益力の強化と今後の収益確保のための基盤作りに努めてまいりました。

しかしながら、昨今の株式市場の動向の影響等から新株予約権の行使が当初の想定より大幅に下回っており、資金調達は順調であるとは言い難い状況であります。よって、平成28年8月16日に「新株予約権の取得に関するお知らせ」にて開示いたしました通り、残存する新株予約権を取得いたしました。なお、本新株予約権は、平成28年9月21日の取締役決議をもって、本新株予約権の消却を決議いたしました。なお、当該資金調達の資金使途として、IT関連事業における研究開発費、再生可能エネルギー事業の発電設備開発費(地熱エネルギー)、ヘルスケア事業における開発費及び運転資金、借入金返済に充当する予定としておりましたが、調達が可能となった資金が189百万円にとどまったことから、見直しを行い、事業の再検討を行った結果、借入金返済については、借入先である株式会社リゾート&メディカルより早期の返済を求められていることから、今般の資金調達において得た資金を充当することとし、また、当社の現時点における見通しとして、今後平成29年3月31日までに太陽光発電所に関する案件が複数出てくる見込みであることから、及びの資金使途については、今般の資金調達の使途とせず、太陽光発電所の取得に注力し、及びについては、今後の事業展開及び資金繰りに応じて検討することいたしました。

これらを踏まえ、当社といたしましては、より確実な資金調達方法である第三者割当増資を実施することにより今後継続して成長戦略を実行し、収益性の改善及びキャッシュ・ポジションの安定化並びに財務体質の強化を図り、株主利益の最大化を図るべく企業価値を向上してまいります。

() 資金ニーズ

当社は、安定した収益基盤を確保して事業を持続的に発展させるため、具体的には、再生可能エネルギー事業において、当社グループの販売費及び一般管理費（平成27年12月期における販売費及び一般管理費は385百万円、平成28年12月期第2四半期累計期間においては171百万円）を上回る収益獲得を平成29年12月期以降において実現するために、次の資金ニーズを有しております。

当社は事業領域拡大の主軸として平成26年11月に子会社エリアエナジー株式会社を設立、同社主体で太陽光発電事業を推進し、平成27年度には再生可能エネルギー特別措置法による固定価格買取制度に基づく経済産業省の太陽光発電の設備認定を取得し、順次用地取得及び開発を進め、その一部は自社で保有するほか、発電所14箇所を譲渡いたしました。また、平成28年度におきましても引き続き開発を進め、平成28年8月末日までに、新たに開発した発電所を含め22箇所の譲渡に至り、太陽光発電事業に関しましては比較的短期間で一定の事業成果を得ることが出来ました。

また、(ii)「平成28年12月期の状況」にて記載のとおり、平成28年12月期第2四半期連結累計期間においては、営業利益81,869千円を計上しておりますが、現時点においては、今後も当社で保有することで、今後の当社の収益基盤となる発電所権利を、短期的な売上獲得のために売却を行ったものであり、今後、保有する11箇所の権利譲渡後は、売却による収益の獲得は見込めない状況であります。また、当期の営業利益獲得のため利益率の高い太陽光発電所の譲渡を優先して行っていることから、現在当社が保有する太陽光発電所の譲渡だけでは、これまでの権利譲渡によって計上できた利益が確保できない可能性があります。

しかしながら、平成28年8月末時点における当社グループの現預金残高は129百万円であり、グループ全体の運転資金を考慮した場合には、今後の太陽光発電所の取得資金に充当することができず、現在の資金残高をもって当期における新たな収益の獲得に繋げることは難しく今期の黒字の確保にも制約が生じており、収益機会を逃している状況です。

平成28年12月期においては、現状の計画においても営業黒字及び営業キャッシュ・フローがプラスとなる見通しではありますが、更に営業黒字及び営業キャッシュ・フローをプラスにすることを確実にするためには、今般の資金調達により得た資金により、収益性のより高い太陽光発電所を取得し、平成28年12月期中に売却することにより新たな収益を獲得する必要があると考えております。

また、平成28年5月25日に成立した「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（通称：FIT法）等の一部を改正する法律」において、既に固定価格買取制度の認定を受けている場合においても平成29年3月31日までに電力会社との接続契約が締結されていない場合、原則として現行制度での認定が失効することとなりました。

これにより、今後、買取価格が高い認定を受けながらも電力会社との接続契約が締結されていない案件が、平成29年3月までにかけて多数出てくることが想定され、当社としてはこれを新たなビジネスチャンスと捉えております。このような案件について、エリアエナジー株式会社による電力会社との接続契約の締結を平成29年3月31日までに行うことを前提とした権利の取得を進め、現状の案件よりも収益性のより高い案件を確保し運営を行うことで、中長期的な収益基盤の確立を行う必要があります。

このようなことから、再生可能エネルギー事業への投資資金を早期に、かつ複数の案件を同時に進行できるよう、可能な限り多くの資金調達を行う必要があると考えております。

よって、当社としましては、現状において当社が推進しております事業環境を鑑み、再生可能エネルギー事業を進めるため、今後も発電所の開発を行い、新たな発電所用地の取得と経済産業省への設備認定を進め、開発コンサルティング事業と併行して、エリアエナジー株式会社により売電による収益基盤の安定化を図っていく方針です。これらの実施のために、用地の取得・調査・開発等のための先行資金や設備投資資金が必要であり、また平成29年12月期第1四半期以降の収益基盤を構築するためにも、現時点から取得する案件の検討及び準備に着手していくことが必要であると考えております。

なお、今後の具体的な再生可能エネルギー事業の施策としましては、これまでにエリアエナジー株式会社が蓄積したノウハウを基に、他社が保有する優良な発電所の取得に加え、想定設備出力7MWの太陽光発電所の開発を進めてまいります。これらの発電所を自社で保有することによる売電収益により、自社の収益基盤の確保を行ってまいります。そのためエリアエナジー株式会社が自社で運営するための発電所の取得資金が必要となっております。

() 第三者割当による資金調達を選択した理由

前述の資金ニーズを満たすことを目的として、既存株主様の希薄化を避けるために、金融機関からの間接金融による資金調達も検討してまいりましたが、現在の経済状況、自己資本比率低下の懸念等、当社の

現状の業績から、間接金融による資金調達は極めて厳しい状況であります。したがって、直接金融による資金調達を検討してまいりました。

具体的な検討の状況として、前述した通り、当社の現状の業績から、公募増資や株主割当増資による十分な応募は期待できないと判断し検討から除外いたしました。次にノンコミットメント型のライツ・オフリングについては、東京証券取引所の有価証券上場規程第304条第1項第3号に定める業績要件である2期連続の経常損失を計上することに該当することから実施することはできません。よって、継続的な事業展開と安定した収益基盤の整備に必要な資金を一括調達するために、第三者割当の新株式発行による資金調度を割当予定先と交渉してまいりました。最終的には、割当予定先との交渉の結果、資金調度は第三者割当の新株式発行及び新株予約権発行にて行うこととなりました。

なお、当社としては、一度に資金を調達できるとの理由により、新株式のみによる発行を視野に入れましたが、現在の当社の状況においては、全額を新株式で引き受けて頂ける割当予定先を見つけることはできませんでした。しかしながら、割当予定先より、払込資金の一部を新株予約権の権利行使による払込ということであれば、応じてよいとの回答を頂きました。

また、当社としては、資金の調達額について、当社として事業の運営に最低限必要な調達を行うことも検討しましたが、最低限の金額を調達した場合、上記の「()資金ニーズ」にて記載したとおり、平成29年3月31日までに収益性の高い案件が多数出てくることを想定しており、収益性の高い案件の取得資金が不足することにより、今後の収益基盤の確立に影響を及ぼすこと、本第三者割当については平成27年12月より準備を進めている状況から、直接金融の交渉及び準備については、最低でも6ヶ月程度を要することを想定しており、平成28年12月期の決算の状況が明らかになってから直接金融の交渉及び準備を行った場合、平成29年12月期上半期については、少なくとも赤字に転落する可能性が高いこと、また赤字転落により、かえって当社の企業価値を現状よりも低下させる可能性が高いと考えていること、今後資金調達が必要となった場合に、当社の意向に応じて頂ける候補先が現れるとも限らないこと、などの理由により、現時点にて現在の資金ニーズを満たすだけの規模の資金調達が必要であり、具体的には合計20億円以上のエクイティ・ファイナンスが必要であるとの考えから、割当予定先との協議を進めてまいりました。

しかしながら、現時点において既に上場廃止基準に抵触している当社の状況においては、現在の株価水準をベースとした新株式の発行価額及び新株予約権の行使価額を設定した上で引受けることは難しいとの回答がありながらも、現在の当社の株価水準を大きくディスカウントし、かつ1株当たり純資産の金額等を考慮した株式の発行価額及び新株予約権の行使価額を設定した第三者割当増資であれば、引受けていただけるとの回答を頂きました。

当社としましては、大幅なディスカウントによる大規模な増資を行うことは、短期的に株価に対する影響はあるものの、当社の中長期的な企業価値の向上を実現するためには、当該資金ニーズを満たすことは必要不可欠であると判断し、結果的には、既存株主の利益の向上に繋がることと判断いたしております。換言しますと、当該資金ニーズを満たせない場合、安定した収益基盤を確保して事業を持続的に発展することができないこととなり、株主利益の毀損へとつながるものと考えております。

また、今後の収益基盤として、再生可能エネルギー事業による収益基盤の確立を鑑みた場合、大規模な太陽光発電施設の開発が必要であると考えており、従って少なくとも20億円規模のエクイティ・ファイナンスが必要であると考えております。

当社としましては、大幅なディスカウントによる大規模な増資を行うことは、短期的に株価に対する影響はあるものの、当社の中長期的な企業価値の向上を実現するためには、当該資金ニーズを満たすことが必要不可欠であると判断し、結果的には、既存株主の利益の向上に繋がるものと判断いたしております。換言しますと、当該資金ニーズを満たせない場合、安定した収益基盤を確保して事業を持続的に発展することができないこととなり、株主利益の毀損へとつながるものと考えております。

(2) 大規模な第三者割当による既存株主への影響

本新株式の発行による株式数23,800,000株及び本新株予約権の目的である株式の63,200,000株を合わせた87,000,000株に対する議決権数は870,000個となります。よって、今回の資金調達により全ての株式が発行され、かつ全ての新株予約権が発行・行使された場合、本書提出日現在の発行済株式総数41,390,380株に対し210.2%、総議決権数413,862個に対し210.2%に相当し、株式の希薄化が生じることになります。

なお、当該割当予定先のうち、保有方針が純投資である割当予定先である株式会社TRIAD、KCM2合同会社及びIbuki Japan Fundに対する新株式及び新株予約権の目的となる株式の数は、合計66,000,000株となります。一方、当社普通株式の本書提出日の前営業日より過去6ヶ月間における1日当たりの平均出来高は1,439,854株、本書提出日の前営業日より過去3ヶ月間における1日当たりの平均出来高は2,001,866株及び本書提出日の前営業日より過去1ヶ月間における1日当たりの平均出来高は5,062,678株となっており、取引日によっては出来高が2000万株を超える日もあること、また割当予定先から随時積極的に新株予約権を行使する意向表明がある一方、1日当たりの当社株式の出来高の概ね10%を上限に売却していく方針を表明していることから、上記株式の総数66,000,000株が新株予約権の行使期間2年間(489日/年営業日で計算)で売却され

ると仮定すると、1日当たりの売却株式数は、134,969株となり上記の本書提出日の前営業日より過去6ヶ月間における1日当たりの平均出来高1,439,854株に対しても8.95%となり、状況によっては株価の下落要因となる可能性があります。

しかしながら、当社取締役会は、上記「6 大規模な第三者割当の必要性(1)大規模な第三者割当を行うこととした理由及び大規模な第三者割当による既存株主への影響についての取締役会の判断の内容()資金ニーズ」に記載の通り、本件第三者割当によって財務基盤の建て直しを図り、将来の成長戦略を実現することが、当社の業績拡大、ひいては企業価値向上に寄与するものと考えております。かかる企業価値の向上は、既存株主の皆様の利益保護に繋がるものと考えており、本件第三者割当による発行数量及び株式の希薄化の規模は合理的であると判断しております。

なお、本件第三者割当は大規模なファイナンスであるため、株価下落リスクは、通常の規模のファイナンスよりも高いものとなります。株価下落リスクへの対応策としましては、投資を実行することによって利益を計上し、1株当たり利益・価値を高めること以外にないと考えております。このように、本件第三者割当は、株価の下落によって既存の株主の皆様の不利益となる可能性がありますので、本件臨時株主総会において、株主の皆様への賛否を確認することといたします。

(3) 大規模な第三者割当を行うことについての判断の過程

本第三者割当による本新株式の発行に伴う希薄化率は25%以上となります。既存株主の皆様には大きな影響が生じることに鑑み、本件第三者割当の必要性及び相当性について株主の皆様のご承認を得るべく、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条の定めに従い、必要な手続きを進めてまいります。具体的には、本臨時株主総会に付議する本第三者割当に関する議案の中で、本件第三者割当の必要性及び相当性につきご説明した上で、当該議案が承認されることをもって、株主の皆様のご意思確認をさせて頂くことといたします。

また、本資金調達必要性・相当性について、熊谷・田中・津田法律事務所の弁護士田中達也氏、弁護士法人港国際法律事務所の弁護士小澤幹人氏、及び当社独立役員である社外監査役の弁護士菅谷幸彦氏の3名で構成された独立委員会に客観的な意見を求めました。独立委員会からは、下記のように資金調達の必要性(資金使途の合理性)を総合的に勘案した結果、本件第三者割当は、着実に売上を拡大し、黒字転換を図ることが必要である当社グループの現況に照らせば適切な方法であり、他の資金調達との比較においても相当であるとの意見書を、平成28年9月21日付でいただいております。

<意見書の内容>

1 本第三者割当増資の必要性について

当委員会においては、以下の諸事情を勘案して、本第三者割当増資には必要性が認められるものと評価した。

・貴社グループの現状と経営課題

貴社グループについて、営業利益及び営業キャッシュ・フローのマイナスが10期継続しており、継続企業的前提に関する重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、上場廃止に係る猶予期間に入っている。貴社としては、当期において上場廃止となることが既存株主の利益の最大の毀損となると考えており、上場廃止を回避すべく、当期の営業利益及び営業キャッシュ・フローをプラスとすることを直近の最大の経営課題として、積極的に太陽光発電の設備を販売するなどして当期における売上高の達成による増収増益を図り、また赤字会社の株式譲渡を行うなどして販売費及び一般管理費の削減を行った結果、当期の営業利益をプラスとすることについて、確実ではないものの一定の目的が立ってきたとのことである。

当委員会において、貴社が上場廃止を既存株主の利益の最大の毀損と考えて、その回避を最大の経営課題として、上記具体的な施策を実施したことは合理的なものと認められる。

・貴社の翌期以降の見通し

ただし、貴社によれば、当期の上場廃止を免れるべく、いわば「資産の切り売り」的なことをしてきたため、翌期以降の収益基盤の確保がなされていない現状とのことであり、むしろ、かかる資産の切り売りにより翌期以降の収益基盤を失ってしまう以上、新たな投資により収益基盤を構築できない場合には、仮に当期の上場廃止を免れたとしても、翌期以降に事業継続上の空白が生じてしまい、相当期間にわたって大幅な減収減益となることを余儀なくされ、企業価値の更なる棄損のおそれが強いとのことである。また、株式会社リゾート&メディカルからの借入金について、現状では弁済原資がなく、このままいくと、平成28年10月には債務不履行となってしまうとのことである。

当委員会において、かかる見通しは、貴社が平成28年8月15日付で開示した「当期第2四半期決算短信〔日本基準〕(連結)」のなかの「3.継続企業的前提に関する重要事象等」の「3.財務体質の強化」の項において、「・・・事業拡大に応じて必要とされる運転資金の増加、及び新規事業の展開に必要な設備投資に対応するため平成26年12月に新株予約権を発行いたしました。株価の低迷から行使が進まない状況にあります。事業拡大に向けた設備投資実行や安定した経営の継続には、この新株予約権の行使による資金調達、若しくは今後実効性のある新たな資金調達手段の検討と実行が急務であります。今後も、新株予約権の行使に向けた経営を目指すとともに、新たな資金調達による財務体質の強化を図ってまいります。」との記載とも合致す

るものであり、貴社の経営資料(過去の有価証券報告書及び決算短信)からも、客観的かつ合理的なもの認められる。

・翌期以降、事業上の空白期間をつくらず、大幅な減益減収を避けて、収益基盤を構築するためには、大規模な資金調達の上、太陽光発電関連事業に積極的投資が必要であること

貴社によれば、太陽光発電関連事業は、資金需要が強く、特に既存案件以外にも、関連法律の関係で、平成29年3月末にかけて収益性の高い投資対象案件が数多く出てくることを見込んでおり、かかる投資対象案件について、一定以上の資金力をもって積極的に投資していくことにより、翌期以降も十分に収益が見込めるとの判断をしているとのことである。

当委員会において、貴社が10期連続の営業赤字から抜け出せない現状であったこと、その間取り組んできた事業について、いずれも安定して黒字化することが実現できなかったこと、そのようななかで、太陽光発電事業については、比較的短期間のうちに上場廃止の回避に向けた収益化を実現したこと、上記から、太陽光発電事業の既存案件のための資金調達が有用であること、特に、平成29年3月末までの間、関連法律の関係で、太陽光発電事業における経営環境として投資案件が増えるタイミングであるとの事実については当委員会として他の複数の同種事業者からも情報を得ており客観的に認められること、の各事情を踏まえ、太陽光発電事業に積極的に投資することについては、一定の合理性を認めることができる。

なお、当委員会においては、太陽光発電事業に関する資金使途に関して説明を受けた上で可能な限り裏付資料の確認をした結果、貴社の説明する資金需要と資金使途との間に一定以上の整合性があることを確認している。

・借入金の返済について

当委員会において、借入金の返済は法的義務である以上、返済の必要があるのは当然であり、既述の貴社の経営及び財務状況から3%という金利は特段不合理なものではないが、年間約14百万円の金利コストの軽減は、貴社のキャッシュ・フローを考えると、それなりに影響が大きいということができ、本第三者割当増資により調達した資本性の資金により、かかる借入金を返済することにより、金利コスト等の軽減による財務体質の強化が図れるとの貴社の説明は、一定以上合理的と認めることができる。

2 本第三者割当増資の相当性(ただし、発行価額を除く。)について

当委員会においては、以下の諸事情を勘案した結果、本第三者割当増資には相当性が認められるものと評価した。

・第三者割当増資に係るリスクについて新株式又は新株予約権の失権リスク

貴社においては、当該失権リスクに対する措置として、割当予定先より十分な資金力を確認できる資料を受領しており、貴社として可能な合理的措置を取っている。また、本新株予約権については、資金調達の確実性の観点からすれば、行使が不確定である新株予約権よりも迅速かつ確実な資金調達が可能である新株式の発行を行うことが望ましいことは確かであるが、割当先の意向により一部新株予約権となってしまったことは、現在の貴社の経営成績及び財政状態からすれば、無理なものとは評価できる。

・株主構成変動のリスク

本第三者割当増資により貴社の株主構成が変動することになるが、本新株及び本新株予約権の割当予定先は他の株主から独立しており、共同で議決権を行使するような組織は形成されていないとのことである。更に、投資方針は純投資であり、貴社の経営に積極的に介入する意思がないとのことであるため、特段相当性を疑わせる事情はない。

・上場廃止回避を確実にすることの必要性

当委員会として、この点については、既述のとおり必要性が存するものと認められる。

・上場廃止回避後を見据えた経営課題

まず、貴社において上場廃止を回避するという最大の経営課題の達成を目的として、短期的に当期における営業利益及び営業キャッシュ・フローをプラスとするため、いわば「切り売り」的に資産の売却を実際に行い、また今後も行うということはやむを得ないものと認められる。

そして、かかる資産の切り売りにより、翌期以降の収益基盤を失ってしまう以上、新たな投資により収益基盤を再構築できない場合には、仮に当期の上場廃止を免れたとしても、翌期以降に事業継続上の空白が生じてしまい、相当期間にわたって大幅な減収減益となることを余儀なくされ、企業価値を大幅に棄損することは避けられない見込みとのことであるが、かかる貴社の説明は、貴社の経営状況及び資産状況と矛盾せず整合的であり、かかる事実も否定する特段の事情は見当たらない。

・新たな収益基盤の構築が必要不可欠であり、このタイミングで一定以上の規模の資金調達が実現できることを前提として、その算段があること

既述のとおり、貴社においては、太陽光発電事業に関しては、平成29年3月末までが、収益性の高い投資案件を獲得できる好機であり、同事業に積極的に投資していくことにより、中長期的目線で貴社の企業価値を高めることが十分に実現可能と考えているとのことであり、当委員会において、かかる説明には合理性を認めることができる。また、調達資金の規模については、後述の「株式の大幅希薄化について」に記載の「悪循環」

を断ち切るために必要であるとの点についても、貴社の経営上の判断として、これを否定する合理的な根拠は見当たらない。

・株式の大幅希薄化について

既述のとおり、早期に事業資金に係る十分な資金調達を実現できないと、仮に、当期の営業利益又は営業キャッシュ・フローをプラスとして上場廃止に係る猶予期間を脱したとしても、翌期以降は大幅な減収減益となることが見込まれている。

貴社によれば、そのような場合には、現状よりも更に資金調達が困難となる(調達すること自体が困難となることに加え、調達できるとしてもその条件が既存株主にとって不利となる)ことが少なからず見込まれるとのことであるが、当委員会として、現在の貴社グループの経営状況及び資産状況からすると、(当期末の上場廃止を別として)かかる貴社にとって最も望ましくない近い将来の予測には、相当程度現実味があると認めることができる。

そして、当委員会としても、貴社においては、可及的速やかに「企業価値の毀損(大幅な減収減益による経営実績の更なる悪化や、資金ショートのリスクを含む。)」 「既存株主にとって不利な条件となる資金調達」という悪循環を断ち切る必要があり、そのためには、上場廃止、借入金に関する債務不履行又は資金ショートの回避の必要十分な範囲を超えて、このタイミングで、収益基盤の構築のため太陽光発電関連事業における大胆かつ機動的な投資を可能とすべく一定以上の規模の資金調達の必要性が極めて高いとの見解は是認できる。

・第三者割当増資以外に、必要資金の調達が不可能であったこと

貴社によれば、現在の貴社の経営・財務状況などから金融機関からの間接金融は実現不可能であり、かつ、そもそもこれ以上の有利子負債の増加は望ましいものでもなく、また、株主割当の方法では資金調達の確実性が確保できないことから、第三者割当増資による方法が最善と判断したとのことであるが、かかる判断について、一般的な資金調達に関する知見から是認できる。

・発行価額について

本新株及び本新株予約権の発行については、それぞれ割当予定先に公正価格を下回る特に有利な条件で発行するものであるため、「特に有利な金額」(会社法199条3項、238条第3項2号)にあたる。

この点について、貴社においては、資金調達に関する一般論として十分な期間を取った上で適切な方法を用いて投資家を探したものと認められるが、紹介された割当候補先との間の交渉の結果、貴社の経営・財務状況(10期連続営業赤字会社であり、いわゆる「キャッシュリッチ」な会社でもなく、純資産が時価総額を上回るような会社でもなく、それどころか、10期連続赤字会社であるにもかかわらず、むしろPBRは相対的に相当高い)、及び上場廃止の猶予期間に入っており上場廃止を完全に回避することができるかどうか不明確な状況であること等を理由として、1株あたりの純資産(11.36円)をも考慮して有利発行となったこと自体は、やむを得なかったものと評価できる。

そして、当委員会においては、貴社の1株当たり純資産との比較、「第2 本第三者割当増資の必要性について」において記載している貴社の現在の置かれた状況、加えて、貴社の説明による価格形成プロセスに鑑みれば、本第三者割当増資の発行価額が著しく不当なものとは判断し難いと考えながら、有利発行に該当することの判断を超えて、具体的な価額の「相当性」を判断する基準・指標(例えば、有利発行の該当性における日本証券業協会の「第三者割当増資等の取扱いに関する指針」のようなもの)が存在しないことから、当委員会においては発行価額の相当性に関する評価を行うことはできず、したがってこれをしない。

・割当先の選定について

既述のとおり、貴社は、割当候補先を探すことについて、十分な期間を取って適切な方法を用いて投資家を探したものと認められる。その上で、各割当先には、資金力の確認や反社会的勢力と関係がないことの確認を適切に実施している。

そして、既述のとおり、貴社の経営・財務状況及び上場廃止の猶予期間に入っており上場廃止を完全に回避することができるかどうか不明確な現状を考え合わせると、本第三者割当増資にあたっては、幅広い選択肢のなかから投資家を選ぶことや、強い交渉力をもって割当先との条件交渉に臨むことは、そもそも期待できなかったものと認められる。そのようななかで、本第三者割当増資にあたって、本大株主を割当先としたことについては、一定の範囲で理解ができるものと考えた。

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

1. 事業等のリスクについて

「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書及び四半期報告書(以下「有価証券報告書等」という。)の提出日以降、本有価証券届出書提出日(平成28年9月21日)までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について以下のとおり追加がありました。

なお、将来に関する事項は本有価証券届出書提出日(平成28年9月21日)現在において判断したものであります。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、以下に記載の事項を除き、本有価証券届出書提出日(平成28年9月21日)現在においてもその判断に変更はなく、また、新たに記載する将来に関する事項もありません。

～ 略

本新株式の発行に関するリスク情報について

(ア) 新株式の失権リスク

株価及び割当予定先の環境変化等の状況により本新株式が失権した場合、当社は事業資金の確保ができず、当社の事業運営に影響する可能性があります。当該失権リスクに対面しないためにも、当社は割当予定先より引受けに係る払込を行うことに関しては、預金通帳等流動資産残高の写しを受領し、引受金額に対して相応な払込可能残高があることを確認し、割当予定先の資金力を確認しております。

(イ) 株主価値の希薄化リスク

本新株式を発行した際の株式の増加数は23,800,000株となります。これは本日現在の当社の発行済発行済株式41,390,380株に対し57.50%に相当し、また、本新株予約権の権利行使に伴い発行される株式は63,200,000株(議決権632,000個)であり、その合算した数87,000,000株(議決権870,000個)は、これは本日現在の発行済株式41,390,380株の210.2%(議決権総数413,862個に対しては210.2%)となり、株主価値が一時的に希薄化することとなります。しかしながら、本第三者割当により調達した資金は、再生可能エネルギー事業による収益基盤の整備による当社全体の収益改善及び財務体質の強化に充当することで、平成29年12月期以降においても恒常的に黒字を達成し、ひいては当社の企業価値を向上させるため、中長期的には既存株主利益の維持向上へつながるものと考えております。

(ウ) 株主構成変動のリスク

本新株式発行により新たに大株主の異動が生じると共に、大株主構成に変動が生じる可能性があります。今回の割当予定先は他の大株主から独立しており、共同で議決権を行使するような組織は形成されていないことを割当予定先から口頭にて確認しております。

(エ) 有利な価格にて株式を発行するリスク

本新株式の発行価額につきましては、本第三者割当増資の決定に係る当社取締役会決議日の直前取引日(平成28年9月20日)の株式会社東京証券取引所JASDAQ市場における当社普通株式の終値である77円及び平成28年12月期第2四半期報告書における当社の1株当たり純資産(平成28年6月末時点)である11.36円を考慮し、各割当予定先との協議の上、1株当たり30円といたしました。

発行価額については、当社の株価を大きく下回ることから、割当予定先に特に有利な条件で発行するものと判断し、当社の今後の株価推移に大きな影響を与える可能性があります。しかしながら、当社は、これまでに複数の投資家と資本増強に向け協議をしてきており、今回の割当予定先以外に、同程度の規模の増資を引き受けて頂ける投資家は見つからず、割当予定先に本新株式を引き受けていただく事によって、開発資金等を調達することができること、財務基盤が強化されることにより、金融機関等からの与信力向上・回復が期待できること、それらに伴い、新規借入先を開拓することが期待できること等、当社が喫緊で強化しなければならない点の改善も見込まれることから、当該割当予定先との取り組みが当社の再生に大きく寄与するものと判断しております。

なお、本株式の発行については、割当予定先に特に有利な条件で発行するものと判断し、平成28年10月21日開催予定の当社臨時株主総会において特別決議により、株主の皆様の判断を仰ぐことといたしました。

本新株予約権の発行に関するリスク情報について

(ア) 新株予約権の失権リスク

株価及び割当予定先の環境変化等の状況により、本新株予約権が失権した場合、当社は事業資金の確保ができず、当社の事業運営に影響する可能性があります。当該失権リスクに対面しないためにも、当社は割当予定

先より引受けに係る払込を行うことに関しては、預金通帳等流動資産残高の写しを受領し、引受金額に対して相応な払込可能残高があることを確認し、割当予定先の資金力を確認しております。

(イ) 株主価値の希薄化リスク

本新株予約権を発行した際の株式の増加数は63,200,000株となります。これは本日現在の発行済株式41,390,380株に対し152.69%に対し相当し、また、発行される株式は23,800,000株(議決権238,000個)であり、その合算した数87,000,000株(議決権870,000個)は、これは本日現在の発行済株式41,390,380株の210.2%(議決権総数413,862個に対しては210.2%)となり、株主価値が一時的に希薄化することとなります。しかしながら、本第三者割当により調達した資金は、再生可能エネルギー事業による収益基盤の整備による収益改善及び財務体質の強化に充当することで、平成29年12月期以降においても恒常的に黒字を達成し、ひいては当社の企業価値を向上させるため、中長期的には既存株主利益の維持向上へつなげるものと考えております。

(ウ) 株主構成変動のリスク

本新株発行により新たに大株主の異動が生じると共に、大株主構成に変動が生じる可能性があります。今回の割当予定先は他の大株主から独立しており、共同で議決権を行使するような組織は形成されていないことを割当予定先から口頭にて確認しております。

(エ) 有利な発行価格及び行使価額にて新株予約権を発行するリスク

本新株予約権の発行価額につきましては、本新株予約権の発行価額の算定において、本新株予約権の発行要項に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の価格の評価を第三者算定機関である東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社(東京都千代田区永田町一丁目11番28号 代表取締役社長 能瀬元 以下「東京フィナンシャル社」という。)に依頼し、その評価結果である本新株予約権1個当たりの価格204円を下回る本新株予約権1個当たり100円といたしました。

また、本新株予約権の行使価額も本第三者割当増資の決定に係る当社取締役会決議日の直前取引日(平成28年9月20日)の株式会社東京証券取引所JASDAQ市場における当社普通株式の終値である77円及び平成28年12月期第2四半期報告書における当社の1株当たり純資産(平成28年6月末時点)である11.36円を考慮し、各割当予定先との協議の上、1株当たり30円といたしました。

発行価額については、第三者機関の算定結果を下回ることから、割当予定先に特に有利な条件で発行するものに該当するものと判断し、また、行使価額についても当社株価を下回ることから、当社の今後の株価推移に大きな影響を与える可能性があります。しかしながら、当社は、これまでに複数の投資家と資本増強に向け協議をしてきており、今回の割当予定先以外に、同程度の規模の増資を引き受けて頂ける投資家は見つからず、割当予定先に本新株予約権を引き受けていただく事によって、開発資金等を調達することができること、財務基盤が強化されることにより、金融機関等からの与信力向上・回復が期待できること、それらに伴い、新規借入先を開拓することが期待できること等、当社が喫緊で強化しなければならない点の改善も見込まれることから、当該割当予定先との取り組みが当社の再生に大きく寄与するものと判断しております。

なお、本新株予約権の発行については、割当予定先に特に有利な条件で発行するものに該当するものと判断し、平成28年10月21日開催予定の当社臨時株主総会において特別決議により、株主の皆様を仰ぐことといたしました。

2. 臨時報告書の提出について

当社は、後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書(第22期)の提出日以後、本有価証券届出書提出日(平成28年9月21日)までの間において、以下の臨時報告書を関東財務局長に提出しております。

(平成28年3月30日提出の臨時報告書)

1 提出理由

平成28年3月29日開催の当社第22期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 提出内容

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成28年3月29日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 定款の一部変更の件

第2号議案 取締役4名選任の件

杉田篤司、山田哲嗣、池田晃司、河野一成の4氏を選任するものであります。

(3) 議決権の状況

議決権を有する株主 4,050名
議決権個数 412,535個

(4) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果及び賛成割合（％）
第1号議案	231,504	921	-	（注）2	可決 99.60
第2号議案					
杉田 篤司	232,322	1,083	-	（注）3	可決 99.53
山田 哲嗣	232,322	1,083	-	（注）3	可決 99.53
池田 晃司	232,318	1,087	-	（注）3	可決 99.53
河野 一成	232,322	1,083	-	（注）3	可決 99.53

（注）1．出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。

2．議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

3．議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(5) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

（平成28年5月17日提出の臨時報告書）

1 提出理由

当社において特定子会社の異動並びに当社及び連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が発生いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号、第12号及び第19号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 提出内容

1．特定子会社の異動（企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号に基づく報告）

(1) 当該異動に係る特定子会社の名称、住所、代表者の氏名、資本金及び事業の内容

名称 : 株式会社仙真堂
住所 : 東京都港区赤坂四丁目8番14号
代表者の氏名 : 代表取締役社長 山田 哲嗣
資本金 : 30百万円
事業の内容 : 調剤薬局事業、医薬品・サプリメント事業

(2) 当該異動の前後における当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数及び当該特定子会社の総株主等の議決権に対する割合

当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数

異動前 : 600個

異動後 : - 個

総株主等の議決権に対する割合

異動前 : 100%

異動後 : - %

(3) 当該異動の理由及びその年月日

異動の理由：当社は、平成28年5月16日開催の取締役会において、株式会社仙真堂の株式のすべてをGrand Gate Holdings株式会社に譲渡することを決議いたしました。この結果、株式会社仙真堂は当社の特定子会社に該当しないこととなりました。

異動の年月日：平成28年5月16日

2. 当社及び連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象（企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号に基づく報告）

(1) 当該事象の発生年月日

平成28年5月16日（取締役会決議日）

(2) 当該事象の内容及び当該事象の損益に与える影響額

今回の株式譲渡、及び株式譲渡に併せ当社が株式会社仙真堂に対して有する金銭債権を株式譲渡先であるGrand Gate Holdings株式会社に譲渡したことに伴い、平成28年12月期において、個別決算では4百万円の子会社株式売却益（特別利益）並びに57百万円の債権譲渡損（特別損失）、連結決算では178百万円の子会社株式売却益（特別利益）並びに224百万円の債権譲渡損（特別損失）をそれぞれ計上する見込みであります。

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第22期)	自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日	平成28年3月30日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第23期第2四半期)	自 平成28年4月1日 至 平成28年6月30日	平成28年8月15日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを「開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）」A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成28年3月29日

株式会社ジオネクスト
取締役会 御中

監査法人元和

指定社員 公認会計士 山野井 俊明
業務執行社員

指定社員 公認会計士 中川 俊介
業務執行社員

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ジオネクストの平成27年1月1日から平成27年12月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ジオネクスト及び連結子会社の平成27年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

1. 継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は営業損失の発生及び営業キャッシュ・フローのマイナスが10期継続して発生している。当該状況により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は連結財務諸表に反映されていない。
2. 重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は、平成28年2月19日開催の取締役会において、持分法適用関連会社である株式会社遺伝子治療研究所の保有株式の全てを売却することを決議し、同日売却を実施した。当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社ジオネクストの平成27年12月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、株式会社ジオネクストが平成27年12月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
 - 2 X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成28年3月29日

株式会社ジオネクスト
取締役会 御中

監査法人元和

指定社員 公認会計士 山野井 俊明
業務執行社員

指定社員 公認会計士 中川 俊介
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ジオネクストの平成27年1月1日から平成27年12月31日までの第22期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ジオネクストの平成27年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

1. 継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は営業損失の発生が10期継続して発生している。当該状況により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は財務諸表に反映されていない。
2. 重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は、平成28年2月19日開催の取締役会において、株式会社遺伝子治療研究所の保有株式の全てを売却することを決議し、同日売却を実施した。
当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2 X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成28年 8月15日

株式会社ジオネクスト

取締役会 御中

監査法人 元和

指定社員 公認会計士 山野井 俊明 印
業務執行社員

指定社員 公認会計士 中川 俊介 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ジオネクストの平成28年1月1日から平成28年12月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間(平成28年4月1日から平成28年6月30日まで)及び第2四半期連結累計期間(平成28年1月1日から平成28年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ジオネクスト及び連結子会社の平成28年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

強調事項

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は、当第2四半期連結累計期間において営業利益81,869千円を計上したものの、前連結会計年度まで継続して営業損失及び営業キャッシュ・フローのマイナスを計上している。当該状況により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。四半期連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は四半期連結財務諸表に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれておりません。